砂 利 採 取 業 の 手 引 き

（河川区域、砂防指定地、港湾区域、海岸保全区域等を除く）

令和８年４月

島　根　県

目　　次

Ⅰ　法令 …… 1
1　砂利採取法の体系 …… 1
2　砂利採取法令・通達 …… 3
第１章　総　　則
第１条（目　　的） …… 3
第２条（定　　義） …… 3
第２章　砂利採取業者の登録
第３条（登　　録） …… 4
第４条（登録の申請） …… 4
第５条（登録及びその通知） …… （省略）
第６条（登録の拒否） …… 6
第７条　削　　除
第８条（承　　継） …… 6
第９条（変更の届出） …… 7
第 10 条（廃止の届出） …… 8
第 11 条（登録の失効） …… （省略）
第 12 条（登録の取消し等） …… 8
第 13 条（登録の消除） …… （省略）
第 14 条（業務主任者の義務等） …… 8
第 15 条（業務管理者試験等） …… （省略）
第３章　採取計画の認可等
第 16 条（採取計画の認可） …… 10
第 17 条（採取計画に定めるべき事項） …… 11
第 18 条（認可の申請） …… 11
第 19 条（認可の基準） …… 13
第 20 条（変更の認可等） …… 14
第 21 条（遵守義務） …… 15
第 22 条（認可採取計画の変更命令） …… 15
第 23 条（緊急措置命令等） …… 16
第 24 条（廃止の届出） …… 16
第 25 条（認可の失効） …… 16
第 26 条（認可の取り消し等） …… 17
第 27 条（河川法との関係） …… （省略）
第 28 条（河川法の準用） …… （省略）

第４章　雑　　則
第 29 条（標識の掲示等）……18
第 30 条（鉱業権者との協議）……19
第 31 条（認可の条件）……19
第 32 条（帳簿の記載）……19
第 33 条（報告の徴収）……20
第 34 条（立入検査等）……21
第 35 条（手数料）……21
第 36 条（都道府県知事への通報等）……22
第 37 条（市町村長の要請）……23
第 38 条（聴聞の特例）……24
第 39 条（審査請求の手続における意見の聴取）……25
第 40 条（裁定の申請）……25
第 41 条（砂利採取業者に対する指導等）……25
第 41 条の２（経済産業大臣の指示）……25
第 42 条（適用除外）……26
第 43 条（国等に対する適用）……26
第 44 条（権限の委任）……（省略）
第５章　罰　　則
第 45 条……27
第 46 条……27
第 47 条……27
第 48 条……27
３　砂利採取計画認可準則（昭和 43 年 10 月 2 日付通知）……28
４　砂利採取計画の認可基準を定める要領（平成９年７月 28 日施行）……37
５　採石法（昭和 25 年法律第 291 号）（抄）……39
第４条～第６条・第８条（採石権）……39
（参考）島根県土地利用対策要綱……40

Ⅱ　登録関係手続について……45
１　登録関係申請書・届出書等……46
２　登録関係様式……47
砂利採取業者登録申請書（様式第１）……48
誓約書（様式第１－１）……49
誓約書（様式第１－２）……50
業務主任者雇用証明書（様式第１－３）……51
砂利採取業承継届書（様式第３）……52
誓約書（様式第３－１）……53

砂利採取業者事業譲渡証明書（様式第４の２）……54
砂利採取業者相続同意証明書（様式第５）……55
砂利採取業者相続証明書（様式第６）……56
登録事項変更届書（様式第７）……57
砂利採取業廃止届書（様式第８）……58
砂利採取業者登録証再交付申請書（様式第１－５）……59
再交付申請書（様式第 14）……60
役員及び業務主任者等名簿（様式第 15）……61

Ⅲ　認可関係手続について……62
1　認可関係申請書・届出書等……63
2　認可関係様式……63
採取計画の認可申請書（様式第１）……64
採取計画の変更認可申請書（様式第２）……69
軽微な変更の届書（様式第２の２）……70
氏名等変更届書（様式第３）……71
砂利採取廃止届書（様式第４）……72
砂利採取標識（様式第５）……73

Ⅳ　採取計画作成上の留意事項……74

Ⅴ　陸砂利採取認可申請書作成要領……76
1　申請書様式……76
2　編冊方法……76
3　申請書記載上の注意……77
4　申請書記入例……79
5　添付書類一覧……84
6　添付書類作成上の注意事項……85
7　図面等記載例……89

Ⅵ　業　務　日　誌……93
業務日誌（帳簿）の記入事項（法第 32 条）……93

各みだしの凡例

〔法　　律〕　砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）

（施行期日政令）　砂利採取法の施行期日を定める政令（昭和 43 年政令第 240 号）

（施　行　令）　砂利採取法施行令（昭和 43 年政令第 241 号）

（登録規則）　砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和 43 年通産省令第 80 号）

（認可規則）　砂利の採取計画に関する規則（昭和 43 年通産省・建設省令第 1 号）

（法の運用解釈通達）
砂利採取法の適用および解釈について（43 化局第 446 号・建設省河政発第 87 号）昭和 43 年 8 月 29 日通達のうち「1 砂利採取法の運用および解釈について」

（登録規則の運用解釈通達）
同上の「II 砂利採取業者の登録に関する規則の運用および解釈について」

（認可規則の運用解釈通達）
同上の「III砂利の採取計画等に関する規則の運用および解釈について」

※各通達内の「通商産業省」を「経済産業省」に修正しています。

Ⅰ　法　　令

１　砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号）の体系

- ①総則〔第１章〕
  - （１）目的（第１条）…… 災害防止、砂利採取業の発達
  - （２）適用範囲（第２条）…… 砂利採取業を行う者（自家消費者及び洗浄を行う者を含む）

- ②業の規制 —— 登録制度〔第２章〕
  - 登録権者（第３条）…… 都道府県知事
  - 登録の要件（第６条）…… 業務主任者試験に合格した者又はそれと同等以上の知識技能を有すると認定された者を事務所ごとにおいていること。
  - 登録の拒否（第６条）…… 法律に違反したものは登録を拒否される。
  - 登録の取消（第12条）…… 法律に違反した者等は登録を取り消される。

- ③行為の規制 —— 採取計画の認可制度〔第３章〕
  - 認可権者（第16条）
    - ①採取場の所在地が河川区域等 …… 河川管理者
    - ②その他の場合 …… 都道府県知事又は指定都市の長
  - 採取計画記載事項（第17条）
    - ①採取場所の所在地、面積
    - ②採取予定量、採取期間
    - ③災害防止の方法
  - 認可基準（第19条）…… 他人に危害を与え、公共施設を損傷し、又は他産業に損害を与える場合は認可しない。
  - 採取計画の遵守義務（第21条）…… 認可を受けた採取計画に従って砂利の採取を行わなければならない。
  - 認可の取消し（第26条）…… 命令に違反した者、遵守義務に違反した者等は認可を取り消される。

④監督規定等
- 監督命令〔第３章〕
  - 採取計画の変更命令（第22条）…… 認可時と事情が変更したとき採取計画の変更を命ずる。
  - 緊急措置命令（第23条１項）…… 緊急の必要があるとき必要な措置又は事業の停止を命ずる。
  - 本法違反者に対する命令（第23条２項）…… 無登録、無認可、遵守義務違反者に対し必要な措置を命ずる。
- 立入検査（第34条）〔第３章〕

⑤その他所要の規定
- 標識の掲示（第29条）…… 採取場ごとに掲示
- 帳簿の記載（第32条）
- 報告の義務（第33条）
- 手数料（第35条）
- 砂利採取業者に対する指導等（第41条）
- 経済産業大臣の指示（第41条の２）

2　砂利採取法令・通達

第１章　総　　則

〔法　律〕

（目的）

第１条　この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

〔法　律〕

（定義）

第２条　この法律において「砂利採取業」とは、砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）の採取（洗浄を含む。以下同じ。）を行なう事業をいう。

（法の運用解釈通達）

第２条（定義）関係

1　砂利の形態を呈しているものであっても、母岩からの成因関係が明らかであって、その母岩があった位置又はこれに近接して賦存しているものは、母岩として採石法（昭和 25 年法律第 291 号）の適用を受け、砂利採取法の適用はない。具体的な事例で砂利か岩石かの区別が明らかでない場合には、その取扱いについて経済産業局に協議するものとする。

2　砂利と土とが混じり合っているものを採取する場合に砂利が相当程度含まれているときは、本法の適用があるものとする。

3　生コンクリート工場において、ミキサー車に残った残滓を再使用するために行う洗浄は、本条の「砂利の洗浄」には該当しない。

4 (1)「砂利採取業」というためには、反復、継続して砂利の採取を行うものでなければならない。例えば、個人が庭を修理するために一時的に砂利を採取する場合等は、「砂利採取業」には該当しない。

(2)　道路工事、林道工事、港湾工事、宅地造成工事、土地改良工事その他の建設工事の施工箇所において生ずる砂利の採取は、「砂利採取業」には該当しない。ただし、宅地造成工事及び土地改良工事であっても、他の箇所で使用する目的をもって砂利の採取を行っているものは「砂利採取業」に該当する。

(3)　河川管理者が河川工事又は河川の維持のために河川区域内において行う砂利の採取（いわゆる現場採取）は、直営方式によると請負方式によるとを問わず、河川工事又は河川の維持そのものであり、本法にいう「砂利採取業」ではない。港湾工事、漁港工事、海岸保全工事、砂防工事及び治山工事についても同様である。

(4)　碁石用、装飾用等の特殊の用途に使用するための少量の原石の採取は、本条の「砂利採取業」には該当しない。

第２章　　砂利採取業者の登録

〔法　律〕

（登録）

第３条　砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（法の運用解釈通達）

第３条（登録）関係

1　「事務所」とは砂利採取業を行ううえでの本拠、言いかえれば、具体的に砂利採取場を選定し、それを購入し、採取計画の立案及びその認可の申請等の事務をつかさどり、また砂利採取場の維持管理を行い現実の採取活動について指示監督をするとともに、災害が生じた場合は、その防止措置に関する指令を発し、必要があれば損害賠償の折衝の任に当たるような業務を行う場所をいう。しかし、これらの業務をすべて行う必要はなく、例えば砂利採取場の選定、購入だけを行っているところも、「事務所」であるし、砂利採取場の選定、購入については、権限を有しないが、具体的な採取活動についての権限を有しているようなものは「事務所」に該当する。

2　一般的に商法上の本店、支店は「事務所」に該当するが、単に砂利の販売だけを行っているところは「事務所」ではない。また商法上の本店、支店以外にも、採取活動の本拠たる性格を備えていれば、本法の「事務所」に該当する。

3　砂利採取場におかれている現場事務所は、一般的には本条の「事務所」には該当しない。しかし、その人的構成、物的施設の整備状況等からみて１年程度以上の永続性をもって設置され、かつ、休息所的な性格をこえているものは、「事務所」に該当する。

4　全国的に支店を有しているような企業が一区域に限って砂利採取業を行おうとする場合には、本法の趣旨を考えて、砂利採取業を行う地域の支店だけを「事務所」として登録すれば足りる。

〔法　律〕

（登録の申請）

第４条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②　事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名

③　法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

2　前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第６条第１項第１号から第５号まで及び第７号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録規則）

（登録の申請）

第２条　法第４条第１項の規定により法第３条の登録の申請をしようとする者は、砂利採取業を行おうとする場合にあっては当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第１による申請書を提出しなければならない。

２　法第４条第２項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

①　前項の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第６条第１項第１号から第５号まで及び第７号に該当しない者であることを誓約する書面

②　事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第６条第１項第６号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面

③　事務所に置く業務主任者が法第６条第１項第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約する書面

④　事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 15 第 1 項の規定により、当該業務主任者に係る同法第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）

⑤　申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

⑥　申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務主任者の生年月日を証する書面

（法の運用解釈通達）

第４条（登録の申請）関係

１　申請書に記載する業務主任者は、それぞれの事務所に１人以上とする。

２　業務主任者は、他の事務所又は他の砂利採取業者の業務主任者となることは認めないものとする。ただし、同一人が砂利採取業を行う事業協同組合等の団体の業務主任者と当該団体の構成員たる砂利採取業者の業務主任者とを兼ねることは、業務の遂行上支障がない場合にあってはさしつかえないものとする。

３　砂利採取業者又は砂利採取業者が法人である場合における当該法人の役員が業務主任者となることは妨げない。ただし、法人の監査役は、商法第 276 条（※商法第 276 条は H30 に削除されている。会社法 335 条が同じ条文）の規定により、業務主任者となることはできない。

〔法　律〕

（登録の拒否）

第６条　都道府県知事は、第３条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第４条第１項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

①　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

②　第 12 条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

③　第３条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第 12 条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しない者

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（第７号において「暴力団員等」という。）

⑤　法人であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

⑥　その事務所ごとに、次に掲げる者であって第１号から第４号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者

イ　砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

⑦　暴力団員等がその事業活動を支配する者

２　都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

〔法　律〕

（承継）

第８条　砂利採取業者がその事業の全部を譲り渡し、又は砂利採取業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その砂利採取業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第６条第１項第１号から第５号まで又は第７号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

２　前項の規定により砂利採取業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（登録規則）

（承継の届出）

第４条　法第８条第２項の規定により砂利採取業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第３による届書を提出しなければならない。

２　前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

①　法第８条第１項の規定により砂利採取業者の事業の全部を譲り受けて砂利採取業者の地位を承継した者にあっては、様式第４の２による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

②　法第８条第１項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第５による書面及び戸籍謄本

③　法第８条第１項の規定により砂利採取業者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第６による書面及び戸籍謄本

④　法第８条第１項の規定により合併により砂利採取業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

⑤　法第８条第１項の規定により分割により砂利採取業者の地位を承継した法人にあっては、様式第６の２による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

⑥　承継者が法第６条第１項第１号から第５号まで及び第７号に該当しないことを誓約する書面

⑦　承継者（承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日を証する書面

〔法　律〕

（変更の届出）

第９条　砂利採取業者は、第４条第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

２　第４条第２項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（登録規則）

（登録事項の変更の届出）

第５条　法第９条第１項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第７による届書を法第３条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

②　前項の届出をする場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは、それらの者が法第６条第１項第１号から第４号までに該当しないことを誓約する書面及び第２条第２項第６号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面、当該変更が業務主任者の変更または事務所の新設に係るものであるときは、第２条第２項第２号から第４号まで及び第６号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書類を添附しなければならない。

〔法　律〕

（廃止の届出）

第10条　砂利採取業者は、その登録に係る都道府県の区域内において砂利採取業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

（登録規則）

（廃止の届出）

第6条　法第10条の規定により砂利採取業の廃止の届出をしようとする者は、様式第8による届書を法第3条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

〔法　律〕

（登録の取消し等）

第12条　都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

①　第6条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。

②　第6条第1項第6号に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

③　第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

④　第16条の規定に違反したとき。

⑤　第26条の規定による認可の取消しを受けたとき。

⑥　不正の手段により第3条の登録を受けたとき。

2　都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

〔法　律〕

（業務主任者の義務等）

第14条　業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

2　砂利の採取に従事する者は、業務主任者がその職務を行なうために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

（登録規則）

（業務主任者の職務）

第７条　法第 14 条第１項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

① 採取計画の作成及び変更に参画すること。

② 砂利採取場において、認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督すること。

③ 砂利の採取に従事する者に対する砂利の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。

④ 法第 32 条の帳簿の記載及び法第 33 条の報告について監督すること。

⑤ 砂利の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

第３章　　採取計画の認可等

〔法　律〕

（採取計画の認可）

第 16 条　砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

1　次号に掲げる場合以外の場合　当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長。以下この章（第二十八条第二項を除く。）及び第四十三条において同じ。）

2　当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域（同法第 58 条の 2 第 1 項の規定により指定されたものを含む。）、同法第 54 条第 1 項に規定する河川保全区域及び同法第 58 条の 3 第 1 項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ）の区域内にある場合　当該河川区域等に係る同法第 7 条に規定する河川管理者（同法第 9 条第 2 項若しくは第 5 項、第 11 条第 3 項又は第 98 条の規定により、同法第 26 第 1 項及び第 27 条第 1 項若しくは第 55 条第 1 項及び第 58 条の 4 第 1 項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わって行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）

（法の運用解釈通達）

第 16 条（採取計画の認可）関係

3　一人の業務主任者が同時に災害防止の責任者となり得る砂利採取場の数は、十分に現場監督を行い得る範囲内のものでなければならない。従って、採取計画の認可の申請があった場合に、一人の業務主任者が数個の砂利採取場の責任者となる結果事実上現場監督を行うことができないような採取計画については、認可してはならない。

5　国又は地方公共団体の発注した建設工事であって、一定の区域から砂利を採取するよう指定された場合において、採取計画の認可権者と国又は地方公共団体との間で法第 43 条の規定による協議が成立したときは、受注者は本条の採取計画の認可を受けることを要しない。

〔法　律〕

（採取計画に定めるべき事項）

第 17 条　前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

①　砂利採取場の区域

②　採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間

③　砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

④　砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

⑤　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令、国土交通省令で定める事項

（認可規則）

（採取計画に定めるべき事項）

第２条　法第 17 条第５号の経済産業省令、国土交通省令で定める事項は、採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項とする。

〔法　律〕

（認可の申請）

第 18 条　第 16 条の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②　登録の年月日及び登録番号

③　採取計画

２　前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

（認可規則）

（認可の申請）

第３条　法第 18 条第１項の規定により法第 16 条の認可の申請をしようとする者は、様式第１による申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

２　法第 18 条第２項の経済産業省令、国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

①　砂利採取場の位置を示す縮尺５万分の１の地図

②　砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図

③　掘さく又は切土に係る土地の実測平面図

④　掘さく又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの

⑤　法第３条の登録を受けていることを示す書面

⑥　砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名並びに当該業務主任者

が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面

⑦　砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

⑧　砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

⑨　砂利採取場において土地の掘さく又は切土に係る跡地の埋め戻しを行う場合にあっては、埋め戻しのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面

⑩　砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの砂利の搬出の経路を記載した書面

⑪　その他参考となる事項を記載した図面又は書面

（申請書等の提出部数）

第34条　第３条又は第４条第１項及び第２項の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本１通及び当該砂利採取場が所在する市町村の数に３を加えた数の写しとする。

２　第４条第５項及び第６項、第５条又は第６条の規定により河川管理者に提出する書類の部数は、正本１通及び写し１通とする。

３　第９条の規定により提出する書類の部数は、正本１通及び写し１通とする。

（認可規則の運用解釈通達）

第３条（認可の申請）関係

１　第１項の様式１で（備考）４で「採取をする砂利の種類及び数量」に全体の掘削又は切土の総量を併記させる趣旨は、全体の総量に見合った採取の方法、災害防止施設等が採用されているか否かを審査するためである。砂利の種類別の数量を明らかにできないときは、全体の掘削の量だけでもよい。

２　第２項第２号の見取図には、砂利採取場内における掘削又は切土の場所、除去した表土及び廃土の堆積場所、汚濁水処理施設の設置場所等の状況を示すとともに、砂利採取場周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件の存在状況の概略を示さなければならない。

３　第２項第５号の書面は、法第５条第２項の規定に基づく都道府県知事の登録通知書を複写したもので足り、都道府県知事が発行した証明書までは必要としない。また、登録を担当する部局と採取計画の認可を担当する部局が同一であるときなど採取計画の認可権者が申請者が登録を受けているということを熟知している場合にはこの書面を提出させるにはおよばない。

４(1)第２項第７号の「申請者が権原を有することを示す書面」としては、次のようなものが適当である。

(ｲ)自己の土地において砂利の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記簿の謄本

(ﾛ)他人の土地において砂利の採取を行おうとするときは、当該土地において砂利を採取する旨を内容とする土地所有権者、耕作者等と申請者との間の契約書の写し又は砂利を採取することについての土地

所有権者等の同意書

(2)第２項第７号の「権原を取得する見込みが十分である」とは、採取をしようとする土地を購入すること又は砂利を採取することについて土地所有権者等と意見の一致をみているが、契約の細部の条件が未決定であるというような場合である。この場合は、土地所有権者等の同意書を提出させるものとする。

5 (1)第２項第８号の「その処分を受けていることを示す書面」とは、許可、認可、その他の処分を行った行政庁が発行した証明書若しくは許可書等の写し又は許可証若しくは許可通知書等を複写したものをいう。この場合に、処分があったか否かを示すだけでなく、その処分の内容（例えば採取量、採取の期間）をも明らかに示す書面でなくてはならない。

(2)「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分の申請書の写しをいう。

6 (1)第２項第９号の「埋め戻しのための土砂等が確保されていることを示す書面」とは次のものをいう。

(ｲ)自己の土地において埋め戻しのための土地等を確保するときは、その旨を記載した書面

(ﾛ)他人の土地において埋め戻しのための土砂等を確保するときは、当該土地において土砂等を採取する旨を内容とする土地所有権者と申請者との間の契約書の写し又は土砂等を採取することについての土地所有権者の同意書

(2)第２項第９号の「確保される見込みが十分である」とは、埋め戻しのための土砂等を採取する土地を購入すること、又は埋め戻しのための土砂等を採取することについて土地所有権者と意見の一致を見ているが、契約の細部の条件が未決定であるというような場合である。

この場合は相手方の同意書を提出させるものとする。

(3)埋め戻しのための土砂等を採取する場合にも災害が発生しないよう必要に応じ指導するものとする。

7 (1)第２項第 10 号の書面には、砂利採取業者自身が砂利を搬出する場合にとどまらず、砂利採取業者から砂利を購入する者又は運送事業者が砂利を搬出する場合をも記載するものとする。

(2)第２項第 10 号の「砂利の搬出の方法」とは、砂利を搬出する主体、砂利運搬車の種類、砂利運搬車の一日当たりの台数等をいう。

8　第２項第 11 号の「その他の参考となる事項を記載した図面又は書面」とは、

①　砂利の洗浄水を河川から取水する場合は、河川法第 23 条の許可を受けたことを証する書面又はその許可申請書の写し

②　国道又は都道府県に至るまでに私人（土地改良区等を含む。）の管理する道路を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することに証する書面等をいう。

〔法　律〕

（認可の基準）

第 19 条　都道府県知事又は河川管理者は、第 16 条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

〔法　律〕

（変更の認可等）

第20条　第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2　第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

3　第16条の認可を受けた砂利採取業者は、第18条第1項第1号又は第2号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

4　前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。

（認可規則）

（採取計画の変更の認可の申請等）

第4条　法第20条第1項の規定により法第16条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第2による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面または書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添附しなければならない。

3　法第20条第1項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

①　法第16条第1号の都道府県知事が同条の認可をした場合　当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないとその認可をした都道府県知事が認めるもの

②　法第16条第2号の河川管理者が同条の認可をした場合　当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないとその認可をした河川管理者が認めるもの

4　前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、同項第1号の変更に係る採取計画の認可をした都道府県（砂利採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市）又は同項第2号の変更に係る採取計画の認可をした都道府県（砂利採取場の所在地が河川法第9条第5項又は第10条第2項の規定に基づき指定都市の長が管理を行う一級河川又は二級河川の区間内である場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市）の条例、規則その他の定めで定めることができる。

5　法第20条第2項の規定により法第16条の認可に係る採取計画の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第2の2による届書を当該採取計画の認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

6　前項の届書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第5条　法第20条第3項の規定により法第18条第1項第1号または第2号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第3による届書を法第16条の認可をした都道府県知事または河川管理者に提出しなければならない。

（法の解釈運用通達）

第20条（変更の認可等）関係

次の場合は、本条の「変更」にあたらない。

(2)採取期間の短縮又は採取量の減少を行うが、他の採取の方法、災害防止の方法等はまったく変更しないとき。

〔法　律〕

（遵守義務）

第21条　第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画（前条第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）に従って砂利の採取を行なわなければならない。

（法の解釈運用通達）

第21条（遵守義務）関係

1　「認可採取計画に従って砂利の採取を行わなければならない」には、砂利の採取跡の埋め戻し又は廃土の処理を認可採取計画に定めるとおり行わなければならないことを含む。

〔法　律〕

（認可採取計画の変更命令）

第22条　都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

（法の運用解釈通達）

第22条（認可採取計画の変更命令）関係

1　本条の変更命令が発動されても直ちに採取計画が変更されたことになるのではなく、命令を受けた砂利採取業者が採取計画を変更して、その変更の認可の申請をすることを義務づけるだけである。この場合も変更の認可の手数料を徴することができるのは当然である。

〔法　律〕

（緊急措置命令等）

第23条　都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第3条の規定に違反して砂利採取業を行なった者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者に対し、採取跡の埋め戻しその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（法の運用解釈通達）

第23条（緊急措置命令等）関係

1　第2項の「第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者」には、法第21条の規定に違反して砂利の採取を行い、第2項の命令をする時には、すでに砂利採取業を廃止している者も含まれる。

2　本条の命令に違反して砂利採取業者が必要な措置をとらないときは、行政代執行等必要な措置を講ずるものとする。

〔法　律〕

（廃止の届出）

第24条　第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

（認可規則）

（廃止の届出）

第6条　法第24条の規定により法第16条の認可に係る砂利採取場における砂利の採取の廃止の届出をしようとする者は、様式第4による届書を当該認可をした都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

〔法　律〕

（認可の失効）

第25条　第16条の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したとき又は第12条第1項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した砂利採取場に係る第16条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の砂利採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

〔法　律〕

（認可の取消し等）

第26条　都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。

① 第21条の規定に違反したとき。

② 第22条又は第23条第1項の規定による命令に違反したとき。

③ 第31条第1項の条件に違反したとき。

④ 不正の手段により第16条の認可を受けたとき。

第4章　雑　　則

〔法律〕

（標識の掲示等）

第29条　砂利採取業者は、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、第16条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令、国土交通省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（認可規則）

（標識の掲示等）

第7条　法第29条の規定により砂利採取業者が掲げる標識は、様式第5によるものとする。

2　法第29条の経済産業省令、国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②　当該砂利採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号

③　登録年月日及び登録番号

④　当該砂利採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号

⑤　採取をする砂利の種類、数量及びその採取の期間

⑥　掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ

⑦　砂利の採取のための機械の種類及び数

⑧　砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図

⑨　業務主任者の氏名

3　法第29条の規定による自動公衆送信による公衆の閲覧は、砂利採取業者のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

4　法第29条の経済産業省令、国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

①　常時雇用する従業員の数が20人以下である場合

②　自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（法の運用解釈通達）

第29条（標識の掲示）関係

1　標識は原則的には、砂利採取場に1つでよいが、その面積が広大であるような場合には、適宜数個の標識を立てるよう指導するものとする。

2　海砂利を採取する場合の標識の掲示の方法としては波打際又は採取船に掲示させる方法等が考えられるが、それぞれの取締りの便宜等を考慮して望ましい方式を採用するものとする。

〔法　律〕

（鉱業権者との協議）

第30条　砂利採取業を行なう土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者（租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。）は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することができる。

2　採石法（昭和25年法律第291号）第34条第2項から第7項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

3　鉱業法（昭和25年法律第289号）第126条から第132条までの規定は、前項において準用する採石法第34条第2項の決定についての審査請求に準用する。この場合において、鉱業法第127条第1項中「審査請求人」とあるのは「審査請求人及び処分を行った経済産業局長」と、同法第130条中「及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行った経済産業局長」と読み替えるものとする。

〔法　律〕

（認可の条件）

第31条　第16条の認可（第20条第1項の規定による変更の認可を含む。）には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

〔法　律〕

（帳簿の記載）

第32条　砂利採取業者は、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（認可規則）

（帳簿の記載）

第8条　法第32条の経済産業省令、国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

①　砂利採取場ごとの一日当たりの砂利の採取実績

②　業務主任者が当該砂利採取場において砂利の採取に従事する者を監督した日時及びその内容

③　砂利の採取のために除去した土等の処理、汚濁水の処理及び採取跡の埋め戻しその他採取に伴う災害の防止のために講じた措置

④　砂利の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）に記録され、必要に応じ電

子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第32条に規定する帳簿への記載に代えることができる。この場合において、砂利採取業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3　砂利採取業者は、砂利採取場を管理する事務所ごとに帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を備え、記載（ファイル又は磁気ディスクにあっては、記録）の日から2年間保存しなければならない。

（認可規則の運用解釈通達）

第8条（帳簿の記載）関係

1　第1項第3号の「汚濁水の処理」とは、汚濁水の処理のために投入した薬品の種類及び量、放流の際の濁度、汚濁水処理施設の管理状況等をいう。

2　本条の帳簿の体裁は、カード、伝票式のものでもよい。

〔法　律〕

（報告の徴収）

第33条　経済産業大臣、都道府県知事又は国土交通大臣若しくは河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において政令で定めるところにより、砂利採取業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（認可規則）

（報告）

第9条　砂利採取業者は、砂利採取場ごとに様式第6による業務状況報告書を作成し、毎年4月末日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

2　砂利採取業を行う国又は地方公共団体は、砂利採取場ごとに様式第6による業務状況報告書を作成し、毎年4月末日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

3　河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者（国または地方公共団体を含む。）は、砂利採取場ごとに様式第6による業務状況報告書を作成し、毎年4月末日までに当該河川区域等の区域の存する地域を管理する地方整備局長又は北海道開発局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

〔法　律〕

（立入検査等）

第34条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行なう者の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域（河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他のその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔法　律〕

（手数料）

第35条　次の各号に掲げる者（第1号及び第2号については、河川管理者（都道府県知事及び指定都市の長を除く。）が行う認可を受けようとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

①　第16条の認可を受けようとする者

②　第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとする者

③　第30条第2項において準用する採石法第34条第2項の規定による決定の申請をする者

〔法　律〕

（都道府県知事への通報等）

第36条　指定都市の長は、当該指定都市の区域において砂利採取業者が第16条（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反していると認めたとき、又は第26条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であって当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

2　河川管理者（都道府県知事を除く。）は、河川区域等の区域において砂利採取業者が第16条（第2号に係る部分に限る。）の規定に違反していると認めたとき、又は第26条の規定による認可の取り消しをしたときは、その旨を当該砂利採取業者の登録をした都道府県知事であって当該河川区域等の区域を管轄するものに通報しなければならない。

3　都道府県知事は、第12条第1項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画であって当該都道府県知事が管轄する区域内の河川区域等の区域に係るものについて第16条の認可をした河川管理者（都道府県知事を除く。）に通報しなければならない。

4　都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請又は第20条第1項の規定による変更の認可の申請（経済産業省令、国土交通省令で定めるものに限る。）があったときは、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。これらの申請について認可又は不認可の処分をしたときも、同様とする。

（認可規則）

（関係市町村長への通報）

第11条　法第36条第4項の規定により、都道府県知事又は河川管理者は、法第20条第1項の規定による変更の認可の申請が次の各号の一に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。

①　採取をする砂利の数量の増加

②　砂利の採取の期間の延長

2　法第36条第4項の通報は、法第16条の認可の申請に係るものにあっては当該申請書ならびに第3条第2項第1号、第2号および第10号の書類の写しを、法第20条第1項の変更の認可の申請に係るものにあっては当該変更の認可の申請書ならびに第3条第2項第1号、第2号および第10号の書類のうち当該変更により記載内容の変更を必要とするものの写しをそれぞれ添附して行なうものとする。

（法の運用解釈通達）

第36条（都道府県知事への通報等）関係

砂利運搬車による交通事故を防止するため、採取計画の認可権者は、採取計画の認可の申請等があったときは、第4項の関係市町村への通報に準じて、その旨を砂利採取場を管轄する都道府県公安委員会に通報するものとする。この場合に添付すべき書類は、①採取計画の認可申請書又は変更認可申請書、②砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は都道府県道に至るまでの砂利の搬出の経路を記載した書面の写しとする。

〔法　律〕

（市町村長の要請）

第37条　市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2　都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、第22条の規定による措置その他の必要な措置を講じなければならない。

（平成28年11月15日付事務連絡（経済産業省製造産業局素材産業課長・国土交通省水管理・国土保全局水政課長））

砂利採取法上の「災害」とは、法第１９条にも規定されているとおり、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものであり、砂利の採取を原因として生じる災害を広く指すものである。また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずべきことを要請することができると解される。

具体的にどのような事象が災害に該当するのかは、個別具体的事案に応じて判断されるものであるが、具体的な事例等を別添に記載するので参考にされたい。

（別添）

1「他人に危害を及ぼし」

(1)「危害」とは、人の生命、身体に加えられる害悪をいう。

(2) 沈澱池が決壊して、ふもとにある人家が濁流により押し流されるなどは、これに該当する。

(3) 砂利採取場の出現により緑の野が荒野と化し、付近の風致が乱されるなどの生活環境の破壊は、普通は「他人に危害を及ぼし」には含まれない。

(4) 採取跡地へ幼児が転落するおそれがある場合などは「他人に危害を及ぼし」に該当する。

(5) 砂利を運搬するダンプカーによる交通事故の危険性の増大は、一般的には「他人への危害」であるが、交通事故の防止は本条の直接の規制の対象とはなっていない。

2「公共の用に供する施設を損傷し」

(1)「公共の用に供する施設」とは、道路、河川、橋梁、堤防、公園等をいう。

(2) 役場、学校などは公共物ではあるが、公共の用に供する施設ではない。しかし、これらの建物には、人が居るのが通常であるので、土地の掘削によりこれらの建物が崩壊する危険が生ずるような場合は「他人に危害を及ぼし」に該当する。

(3)「損傷」とは、「破壊」、「損壊」などよりも広い概念で、物理的な損壊にとどまらず、施設の機能そのものを損なう場合を含む。例えば、河川を汚濁して飲料水の取水源としての機能や観光資源としての機能を損なう場合は「損傷」に該当する。

3「他の産業の利益を損じ」

(1) 他産業の利益の侵害を認可の基準として掲げている理由は、他産業の利益が侵害者と被侵害者との間の私的な関係にとどまらず、国民経済的にみて重要な関心を引かれるところだからである。したがって、他

産業の利益の侵害であっても、一般の私人間の解決に任せるべきであるような微々たる損害は、「他の産業の利益を損じ」には該当しない。

(2) 「他の産業」の代表的なものは、農業、水産業、林業、工業等である。

(3) 「他の産業の利益を損じ」の例としては、①汚濁水や廃土の田畑への流入、②砂利採取場の近隣の農地の崩壊、③河川、海岸の汚濁により海苔やかきの養殖業への被害、④地下水の汲み上げや河床の低下による農業用水の枯渇、⑤河川や海における漁業権への被害などが挙げられる。

4「公共の福祉に反する」

砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損ずる場合であって、「かつ、それが公共の福祉に反する」場合には、採取計画は認可されない。公共の福祉に反するか否かについては、砂利採取業の企業活動と公益上の見地との比較衡量により判断がなされる。

5「その他」

他法令の規制に違反して汚染土壌を埋め戻し土壌として使用する行為や水質を汚濁する行為については、一義的には当該法令の規制により対処されるべきものであると考えるが、当該行為により砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると市町村長が認める時は、法第３７条第１項の要請を行うことはできるものと解される。

〔法　律〕

(聴聞の特例)

第38条　都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者は、第12条第1項又は第26条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　第12条第1項又は第26条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3　前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

〔法　律〕

（審査請求の手続における意見の聴取）

第39条　この法律の規定による処分（第30条第2項において準用する採石法第34条第2項の決定を除く。）又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第11条第2項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2　前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第2項から第5項までの規定を準用する。

〔法　律〕

（裁定の申請）

第40条　第16条、第20条第1項又は第22条の規定による処分（河川管理者が行ったものを除く。）に不服がある者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、審査請求をすることができない。

2　行政不服審査法第22条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

〔法　律〕

（砂利採取業者に対する指導等）

第41条　国及び地方公共団体の関係行政機関は、砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害を防止し、又は砂利採取業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。

2　河川法その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定により砂利の採取に係る許可をし、その許可を取り消し、その許可の効力を停止し、又はその許可の条件を変更するに当たっては、当該行政庁は、河川等の管理その他公益の保持に支障がある場合を除き、砂利採取業の運営を考慮してこれをするものとする。

〔法　律〕

（経済産業大臣の指示）

第41条の2　経済産業大臣は、砂利の採取に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し、この法律の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う事務のうち政令で定めるものに関し、砂利の採取に伴う災害の防止のために必要な指示をすることができる。

〔法　律〕

（適用除外）

第 42 条　この法律の規定は、砂利の採取に伴う災害の発生するおそれがない業態の砂利採取業であって政令で定めるものを行なう者については、適用しない。

2　前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

〔法　律〕

（国等に対する適用）

第 43 条　この法律の規定は、第 2 章、第 35 条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、砂利採取業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事又は河川管理者との協議が成立することをもつて第 16 条の認可又は第 20 条第 1 項の規定による変更の認可があつたものとみなす。

（認可規則）

（採取計画に関する協議）

第 36 条　法第 43 条に規定する協議は、採取計画の認可の手続の例により行われなければならない。

第5章　罰　　則

〔法律〕

第45条　次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

① 第3条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者

② 第12条第1項、第23条第1項若しくは第2項又は第26条の規定による命令に違反した者

③ 第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者

〔法律〕

第46条　次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

① 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

② 第32条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

③ 第33条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

④ 第34条第1項から第4項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

〔法律〕

第47条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

〔法　律〕

第48条　次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

① 第8条第2項、第10条、第20条第3項又は第24条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

② 第29条の規定に違反した者

3　砂利採取計画認可準則

（通知：昭和43年10月2日付け43化局第491号、通産省河政発第99号）

（改正：平成9年3月7日付け建河政発第34号、生局第4号）

Ⅰ 総　　則

1　目　　的

この準則は、砂利採取法第19条の規定(認可の基準)の一般的な運用基準を定め、もって、砂利の採取に伴う災害の防止を図ることを目的とする。

2　定　　義

(1) この準則において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。

(2) この準則において「山砂利」とは、山または丘陵に賦存している砂利をいうものとする。

(3) この準則において「河川砂利」とは、河川区域および河川保全区域に賦存している砂利をいうものとする。

(4) この準則において「海砂利」とは、海浜地および海域に賦存している砂利をいうものとする。

3　認可の条件

採取計画の認可に当たっては、この準則に規定した認可の条件のほか、個々の事例ごとに必要な事項を認可の条件として附することができる。

4　経過措置

砂利採取法の施行の際現に砂利の採取を行なつている場合であって、この準則に適合しないものについては、当該砂利採取場の実状、附近の状況等を総合的に勘案して、砂利の採取に伴う災害の防止を図りつつ経過的に認可することはやむを得ないが、できるだけすみやかにこの準則に適合させるよう措置するものとする。

Ⅱ　陸砂利の採取

1　採取量

採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。特に災害防止の見地に立って過大な採取量にならないように注意するものとする。

2　採取の期間

(1) 砂利採取場の状況は、砂利の採取の進行に伴って変化するのが一般的である。従って、採取の期間は、原則として、その変化を予測し得る範囲内とし、一年程度を目安としつつ、都道府県知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

(2) 特に必要があるときは、砂利採取場の状況について定期的に報告することを認可の条件として附するものとする。

3　災害防止の方法等

(1) 表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

① 表土を除去するに当たっては、隣接地が侵食されないように配慮したものであること。

② 除去した表土を堆積するときは

イ　地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置されていること。

ロ　特に降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮されていること。

③ 乾燥時においては表土の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置が講ぜられていること。

(2) 掘削等

① 保安距離

隣接地、公共物件（道路、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔等をいう。)、家屋等の隣接物件からは、その崩壊を防止するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てたうえで、掘削を行うものでなければならない。この場合に、

イ　隣接地との間に有していなければならない保安距離は、原則として最小限2メートルとする。

ロ　公共物件、家屋等の特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、個別の事案ごとに必要な保安距離をとるものとする。

② 掘削深

掘削深は、次の各号の一に適合するものでなければならない。

イ　農地における掘削深は、原則として10メートル以内とし、ボーリング調査等により砂利層が10メートル以上確認されている場合には、最大15メートル程度とする。

ロ　農地以外の地域における掘削深は特に限定しないが、災害防止の見地から適当なものであること。

③ 掘削方法

掘削は、原則として、次の3方法のうちのいずれかにより行うものでなければならない。

イ　保安距離をとったうえで、安定勾配（その標準は、別表のとおりである。）で掘削する。

ロ　保安距離をとったうえで、安定勾配より急な勾配で掘削し、掘削箇所に法面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講ずる。

ハ　保安距離以上の距離を隔てたうえで、安定勾配より急な勾配で掘削する。ただし、この場合の勾配は、崩壊した場合にも掘削箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるようなものであること。

第A図

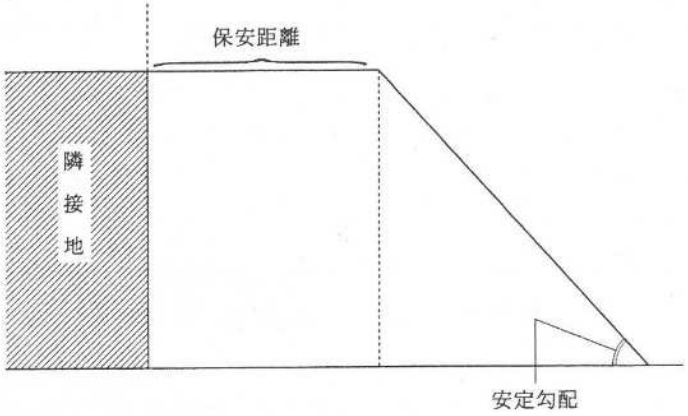
保安距離
隣接地
安定勾配

第B図

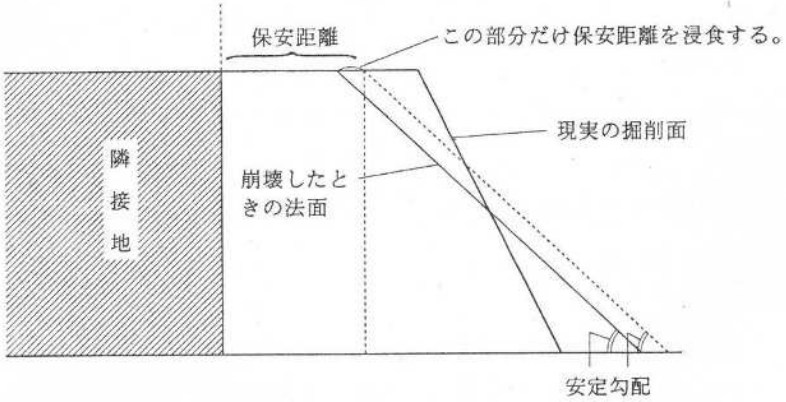
保安距離
この部分だけ保安距離を浸食する。
現実の掘削面
隣接地
崩壊したときの法面
安定勾配

第C図

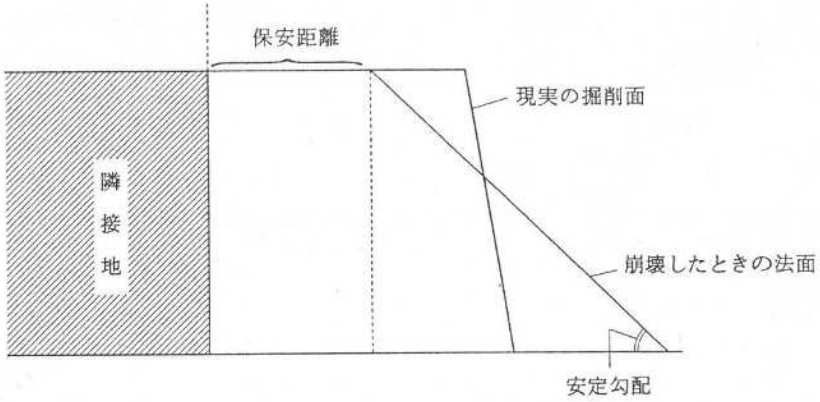
保安距離
現実の掘削面
隣接地
崩壊したときの法面
安定勾配

○第A 図は、イの方法で掘削した場合

○第B 図は、掘削箇所が崩れた場合に隣接地との保安距離を侵食することになるので許されない。この場合は、ロにより土留め等の崩壊防止措置をとればよい。

○第C 図は掘削箇所が崩れた場合でも、保安距離を有している場合

④ その他

掘削による災害の防止については、①から③のほか、次の各号に掲げる観点から審査することとし、必要に応じこれらの事項を認可の条件として附するものとする。

イ　掘削深が大きい場合には、できるだけ法面に平場を設けること。

ロ　砂利採取場の区域が広大である場合には、できるだけ計画性をもって掘削するものであること。

ハ　公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合（例えば、水路の水が漏水するおそれがあるとき。）は補強工事を行うこと。

ニ　砂利採取場には、丁張り等により掘削深及び掘削の勾配を確認できる標示を行うこと。

ホ　砂利採取場には、原則として、囲い柵、危険表示等を設置すること。

ヘ　乾燥時においては土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講ずること。

ト　掘削箇所への地下水の浸透等により、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。

(3) 砂利採取場内での運搬

同一砂利採取場が道路又は他人の土地により分断されている場合、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、又は交通整理員を置き、若しくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとるものでなければならない。

(4) 水洗、選別等

① 水洗に必要な水の確保

イ　砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意したものでなければならない。

ロ　洗浄水を節約するためには、洗浄水の「還流方式」を採用することが望ましい。附近の井戸水等の涸渇のおそれがある地域では、原則として、洗浄水の還流方式をとるものでなければならない。

② 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されているものでなければならない。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理及び危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置することが望ましい。

イ　汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。

(ｲ) 洗浄水の節約及び水質の汚濁防止の観点からできるだけ還流方式を採用することが望ましい。

(ﾛ) 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。

(ﾊ) 沈降剤、擬集剤は当該措置にあつた薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。

ロ　沈澱池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。

(ｲ) 沈澱池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。

(ﾛ) 沈澱池は、原則として、地中に掘り込んだものとすること。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈澱池でもよいこととするが、その場合でも、地形、附近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。

(ﾊ) 洗浄水濁水等を沈澱池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈澱池の容量の７割とすること。ただし、特殊な構造の沈澱池については個々具体的に検討すること。

(ﾆ) 沈澱池は原則として、二つ以上設けること。この場合、一つの沈澱池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈澱池の使用を中止して、他の沈澱池に移行し、最初の沈澱池は再使用できる状態に復元しておくこと。

(ﾎ) 沈澱池を一つしか設けない場合には、沈澱池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。

(ﾍ) 沈澱池には、適当に沈降処理剤を投入し、又は適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。

(ﾄ) 沈澱池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排水口は、適切な水質の水を排水する場合以外は開門しないこと。

(ﾁ) 掘り込み式の沈澱池にあっては、沈澱池の周辺及び法面が崩壊しないように措置されていること。

(ﾘ) 土えん堤は、十分水圧等に堪え得る強度を有していること。

③ ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

イ　ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。

ロ　ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置が施されていること。

④ 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならない。

イ　砂利採取場から排出される水の水質は、排水路に排出された水の利用状況（例えば、水道用、農業用に使用されている等)、砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。

ロ　条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。

⑤ 騒音防止

騒音規制区域又は人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意するものでなければならない。

(5) 砂利の堆積

砂利は、崩壊又は降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に

堆積するものでなければならない。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講ずるものでなければならない。

(6) 水きり

砂利の運搬時に、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため水切り場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出するものでなければならない。

(7) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならない。

① 掘削跡を処理する場合

イ　掘削跡は、原則として、埋め戻しを行うこと。

ロ　農地における掘削跡は必ず埋め戻しを行うこととし、この場合、埋め戻された土地は農地として使用し得る適切なものであること。

ハ　農地以外の平地における掘削跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には積極的な理由がない限り埋め戻しを行うこと。

ニ　埋め戻しを行う場合は掘削を完了した区域ごとにできる限りすみやかに行うこと。

ホ　埋め戻しを行なわない掘削跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が講じられていること。

② 沈澱池の跡処理をする場合

イ　掘り込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋め戻しを行ない、十分に転圧しておくこと。

ロ　土えん堤を設置する方式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出したのち、適正に土えん堤を取り壊し、ヘドロを取り除いて、危険のないように整地しておくこと。

Ⅲ 山砂利の採取

1　準用

山砂利の採取には、次に掲げる準則によるほかⅡの陸砂利の採取の準則を準用するものとする。

2　採取の期間

採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、三年程度を目安としつつ、都道府県知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

3　保安距離

山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規模、山の形状、土質及び附近の状況等を勘案して、十分に安全な保安距離をとったものでなければならない。

4　掘削の方法

(1) 山砂利の採取の場合には、掘削を終了した跡が平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定勾配となるような計画であり、また必要に応じ平場を設けるものでなければならない。

(2) 掘削の過程においては、①比較的平たんな丘陵にあってはすき取り方式、②普通の山にあっては階段掘りを行う等により、原則として、安定勾配を保つように掘削するものでなければならない。

(3) 山又は丘陵の全体の傾斜が安定勾配より急になる方法で掘削を行う場合には、掘削の過程において矢板囲いを設置する等土砂崩れの防止措置を施すものでなければならない。

(4) 降雨時において流水及び土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路を設け又は土盛りをする等適当な措置を講ずるものでなければならない。

Ⅳ 河川砂利の採取

1　採取量

採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。

2　採取の期間

採取の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。

3　災害防止の方法等

(1) 掘削等

① 掘削等の場所

掘削等（掘削、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利の採取に伴うものをいう。以下同じ。）の場所は、次の各号の一に該当するものであってはならない。

イ　当該掘削等により河川管理施設又は許可工作物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

ロ　当該掘削等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

ハ　前各号に掲げるもののほか、当該掘削等により河川管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。

② 掘削等の方法等

イ　掘削等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。

(ｲ) 河川区域又は堤外の河川保全区域において、掘削の深さは認可をする際の河床から2メートル以内のものであること。

(ﾛ) 採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。

(ﾊ) 掘削に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずるものであること。

(ﾆ) 前各号に掲げるもののほか、当該掘削により河川管理上支障を生じないものであること。

ロ　採取計画の認可をする場合においては、掘削等の方法等に関し、少なくとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。

(ｲ) 掘削は、局部的な深掘を生じないように行うこと。

(ﾛ) 掘削等の時間を定め、その定められた時間以外の掘削等は行なわないこと。

(ﾊ) 掘削等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を受けること。

(ﾆ) 出水時の措置として、機械設備については、堤内への搬出、けい留等必要な措置を講ずること。

(ﾎ) 掘削等の区域を示す標識を設置すること。

(2) 水洗、選別等

① 砂利の水洗、選別等は河川区域内の土地又は堤外の河川保全区域内の土地において行うものであってはならない。ただし、河川の状況及び採取事業の規模等からやむを得ないと認められるもので、かつ、河川管理上支障がない場合にはこの限りでない。

② 堤内の河川保全区域内における水洗、選別等についてはII の3の(4)に準ずる。

(3) 砂利の推積

河川区域内の土地又は堤外の河川保全区域内の土地において砂利の推積（一時的なものを除く。）を行うものであってはならない。

(4) 水切り

砂利の運搬の際の水たれを防止するための措置は、II の3の(6)に適合しているものでなければならない。

(5) 採取跡の処理

① 河川区域又は堤外の河川保全区域における砂利の採取については、掘削の跡地を河川管理上支障のないように整地するものでなければならない。

② 堤内の河川保全区域における砂利の採取については、河岸又は河川管理施設に支障を及ぼすおそれがあるときは埋め戻しを行うものでなければならない。

(6) 運搬路及びその他の工作物

① 採取計画の認可をする場合においては、運搬路に関し、次の条件を付して行なわれなければならない。

イ　運搬路として使用する堤防は、必要やむを得ない区間に限ること。

ロ　運搬路は、常に河川管理上支障のない状態に保つこと。

② さん橋等附属の工作物は河川管理上支障のないものでなければならない。

4　その他

(1) 河川管理者が砂利の採取に関する規制計画を定めている場合においては、以上に掲げるほか、当該規制計画に基づいて採取計画の認可をするものとする。

(2) 準用

堤内の河川保全区域における砂利の採取については、このIV に別段の定めがある場合を除き、II の陸砂利の採取に準ずる。

(3) 河川法第25条の許可

河川法第25条の許可を必要とする場合においては「砂利等採取許可準則について」(昭和41年6月1日建設事務次官通達)によるものとする。

V 海砂利の採取

海砂利の採取については、IV の河川砂利の採取の準則を準用する。

VI 洗浄の取扱い

洗浄のみの認可の場合（河川区域及び堤外の河川保全区域において施設を設置する場合を除く。）における洗浄の期間については、IIからVまでの採取の期間の規定にかかわらず、3年程度を目安としつつ、都道府県

知事又は河川管理者が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

（別表）　　掘削の安定勾配の標準

種　　類	垂直１ｍに対する水平距離
砂	1.5m
堅くしまった砂利	1.0m
堅くしまっていない砂利	1.2m
堅くしまった土	
高さ５ｍまで	0.8m～1.0m
高さ５m以上	1.0m～1.5m
堅くしまっていない土	
高さ５ｍまで	1.0～1.5m
高さ５m以上	1.5～2.0m

４　砂利採取計画の認可基準を定める要領

第１　目的

この要領は砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号。)第 19 条の規定に基づく砂利採取計画の認可基準について定めるものとし、この要領に定めるもののほか、国の砂利採取計画認可準則(昭和 43 年 10 月 2 日通達)による。

第２　定義

⑴　この要領において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。

⑵　この要領において「山砂利」とは、山又は丘陵に賦存している砂利をいうものとする。

⑶　この要領において「洗浄」とは、採取を行わず、もっぱら洗浄施設のみ稼働しているものをいう。

⑷　この要領において「採取期間」とは、採取後の埋め戻し及び整地の作業の期間を含むものとする。

第３　認可の期間

⑴　陸砂利　２年以内

山砂利　２年以内

ただし、採取場の面積が１ヘクタールを超える場合は３年以内とする。

洗　浄　３年以内

⑵　前号の規定にかかわらず、陸砂利及び山砂利については島根県砂利協会の跡地整備に関する「保証書」が認可申請に添付されていない場合は、１年以内とする。

⑶　前２号の規定にかかわらず、採取用地に関する貸借契約、他行政庁の許認可等の有効期間が採取期間の終期に満たないときは、その有効期間内とする。

第４　認可の基準

認可期間を満了し、かつ、未廃止の採取場を持つ申請者については、原則として新たな認可申請を受理しない。

附則

この要領は、平成９年７月 28 日から施行する。

平成１５年度　骨材資源調査報告書　－中国・四国地方各県の骨材資源－
平成１６年３月　独立行政法人産業技術総合研究所　地圏資源環境研究部門
Ｐ８　第３２－３図　「島根県の砂利産地」より

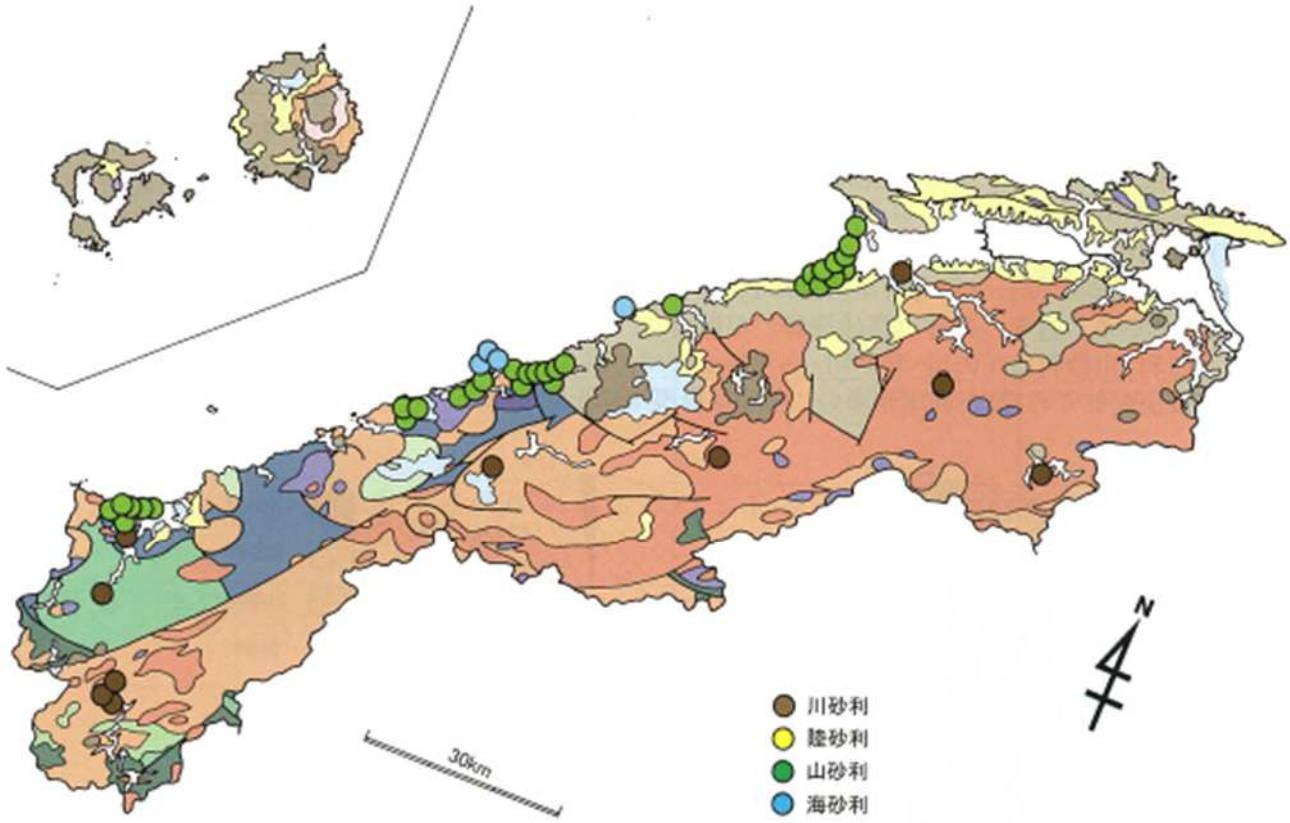

5　採石法（昭和 25 年法律第 291 号）（抄）

（採　石　権）

（内容及び性質）

第４条　採石権者は、設定行為をもって定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）を採取する権利を有する。

２　採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となっている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。

３　採石権は、物権とし、地上権に関する規定（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の２（地下又は空間を目的とする地上権）の規定を除く。）を準用する。

（存続期間）

第５条　採石権の存続期間は、設定行為をもつて定めることを要する。

２　前項の存続期間は、20 年以内とする。若し 20 年より長い期間をもつて採石権を設定したときは、その存続期間は、20 年に短縮する。

第６条　前条の期間は、更新することができる。但し、更新の時から 20 年をこえることができない。

（土地の返還）

第８条　採石権者は、採石権が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによって生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならない。

２　民法第 608 条第２項（有益費の償還）の規定は、前項の場合に準用する。

（参考）島根県土地利用対策要綱

第１章　総則

(目的)

第１条　この告示は、土地利用に関する問題を調整し、及び災害、公害等を防止するための開発協議に関し必要な事項に係る行政指導の手続を定めることにより、適正な開発事業の実施を確保し、もって県土の保全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　開発事業　宅地の造成、土石の採取その他の土地の区画形質の変更(土地の区画の変更にあっては、当該土地の利用目的を著しく変更するものに限る。以下「開発行為」という。)に係る事業で、当該開発行為に係る区域(以下「開発区域」という。)の面積が１ヘクタール以上のものをいう。

(2)　開発事業者　開発事業を行う者(請負契約その他の契約に基づいて開発事業が行われる場合にあっては、当該契約の注文者)をいう。

(県及び市町村の責務)

第３条　県及び市町村は、相互に協力して、適正な開発事業の実施を確保するために必要な範囲において、開発事業者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

(開発事業者の責務)

第４条　開発事業者は、当該開発事業が次に掲げる要件を満たすように計画することによって、その適正な実施が確保されるようにしなければならない。

(1)　土地利用基本計画(国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第９条第１項に規定する土地利用基本計画をいう。)その他の土地利用に関する計画に適合していること。

(2)　がけ崩れ、土砂の流出その他の災害が発生しないように、適切な措置が講ぜられていること。

(3)　水質の汚濁、騒音等による公害が発生しないように、適切な措置が講ぜられていること。

(4)　自然環境に著しい影響が及ばないように、十分な配慮がなされていること。

(5)　開発事業に係る車両の通行等により開発区域の周辺の地域における生活環境が著しく変化しないように、適切な措置が講ぜられていること。

(6)　農業、林業、漁業その他の産業に著しい影響が及ばないように、十分な配慮がなされていること。

(7)　当該開発事業の実施につき必要な許可、認可等に係る基準に適合していること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に適合していること。

（土地所有者の責務）

第５条　土地の所有者は、開発事業がその周辺の地域の自然環境及び生活環境に著しい変化をもたらすおそれがあることに鑑み、当該土地を開発事業の用に供するに当たっては、適正な土地利用が図られるように配慮しなければならない。

第２章　開発協議

（開発協議）

第６条　開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る許可の申請その他の法令に基づく手続を行う前に、当該事業計画について知事と協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りでない。

(1)　国若しくは地方公共団体又はこれらの出資に係る法人で別に定めるものが行う事業

(2)　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う事業

(3)　公益性が高いと認められる事業で、当該事業につき第４条各号に掲げる事項の検討が総合的に行われていると知事が認めるもの

2　前項の協議(以下「開発協議」という。)をしようとする開発事業者は、開発協議書(様式第１号)を当該開発区域の所在する市町村の長(以下「所在市町村長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

3　開発協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)　開発区域の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図

(2)　開発区域及びその周辺の地域の現況を明らかにした縮尺５千分の１以上の図面及び写真

(3)　開発行為に係る切土又は盛土の計画、施設の配置その他の事業計画の概要を明らかにした図面

(4)　開発区域及びその周辺の地域の土地の公図

(5)　開発区域内の土地の地番、地目、面積及び所有者を明らかにした書類

(6)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（市町村に係る手続）

第７条　所在市町村長は、開発事業者から開発協議書等の提出があったときは、速やかに当該事業計画について検討し、当該開発事業に係る意見書(様式第２号)を添付して、知事に送付するものとする。

2　前項の場合において、所在市町村長は、当該開発事業の実施により当該市町村に隣接する市町村(以下「隣接市町村」という。)の区域内に公害等の被害が発生するおそれがあると認めるときは、当該隣接市町村の長の意見を求めるものとする。

（開発協議に係る通知等）

第８条　知事は、所在市町村長から開発協議書等の送付を受けたときは、速やかに当該事業計画について地区調整会議(島根県土地利用調整会議等設置規程(昭和60年島根県訓令第６号)第１条に規定する地区調整会議をいう。以下同じ。)の議に付すものとする。

2　前項の場合において、知事は、必要と認めるときは、所在市町村長に対し、当該隣接市町村の長の意見を求めるよう依頼するものとする。

3　知事は、地区調整会議付議後、必要に応じて当該事業計画について県調整会議(島根県土地利用調整会議等設置規程第1条に規定する県調整会議をいう。以下同じ。)の構成員から意見を聴いた上で、当該開発事業を実施するに当たって必要となる法令に基づく手続その他指導事項等(以下「指導事項等」という。)を当該開発協議を行った者に文書により通知するものとする。

4　知事は、前項の規定にかかわらず、地区調整会議に付議した開発事業が別に定めるものである場合は、地区調整会議付議後、速やかに当該地区調整会議の意見書(様式第3号)を添付して、当該事業計画について県調整会議の議に付し、指導事項等を当該開発協議を行った者に文書により通知するものとする。

5　前2項の場合において、当該開発協議を行った者に通知した指導事項等を所在市町村長及び前条第2項の規定により意見を求められた当該隣接市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に通知するものとする。

(開発協議の有効期間)

第9条　前条第3項又は第4項の規定により指導事項等を通知した当該事業計画について、当該指導事項等を通知した日から起算して3年を経過する日までに開発事業者が工事に着手しない場合は、当該開発協議は、取り下げられたものとみなす。

(遵守義務)

第10条　開発事業者は、当該開発事業に係る第8条第3項又は第4項(第15条第2項において準用する場合を含む。)及び次条第2項(第12条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)の通知に定める指導事項等を遵守して、当該開発事業を実施しなければならない。

第3章　着工届等

(着工届)

第11条　開発事業者は、当該開発事業に係る開発行為に着手しようとするときは、着工届(様式第4号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2　知事は、所在市町村長から着工届の送付を受けた場合において必要があると認めるときは、開発事業者に対し、追加の指導事項等を通知するものとする。

(中止届等)

第12条　開発事業者は、当該開発事業に係る開発行為を中止したときは、遅滞なく、中止届(様式第5号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2　前項の規定により中止届を提出した開発事業者は、当該中止に係る開発行為を再開したときは、遅滞なく、再開届(様式第6号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

3　前条第2項の規定は、第1項の中止届又は前項の再開届が提出された場合について準用する。

(廃止届)

第13条　開発事業者は、当該開発事業を廃止したときは、遅滞なく、廃止届(様式第7号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2　第11条第2項の規定は、前項の廃止届が提出された場合について準用する。

(完了届)

第14条　開発事業者は、当該開発事業を完了したときは、遅滞なく、完了届(様式第8号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2　第11条第2項の規定は、前項の完了届が提出された場合について準用する。

第4章　変更手続

(変更協議)

第15条　開発事業者は、開発協議に係る事業計画について次に掲げる変更をしようとするときは、知事と協議しなければならない。

(1)　開発区域の拡大で、当該拡大に係る面積が当該拡大前の面積の30パーセント以上又は1ヘクタール以上であるもの

(2)　事業計画の変更で、開発区域の周辺の地域に著しい影響を及ぼすもの

2　第2章の規定は、前項の協議について準用する。この場合において、第6条第2項中「開発協議書(様式第1号)」とあるのは「変更協議書(様式第9号)」と、第6条第3項から第8条までの規定中「開発協議書」とあるのは「変更協議書」と読み替えるものとする。

(地位の承継)

第16条　開発協議を行った者から当該開発事業の実施に係る権原を取得した者は、遅滞なく、地位承継届(様式第10号)及び誓約書(様式第11号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2　第11条第2項の規定は、前項の地位承継届及び誓約書が提出された場合について準用する。

(変更届)

第17条　開発事業者は、開発協議に係る事業計画の変更(前2条の規定に該当する変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、変更届(様式第12号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2　第11条第2項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。

第5章　事後指導等

(資料の提出等)

第18条　知事又は所在市町村長は、適正な開発事業の実施を確保するために必要な範囲において、開発事業者に対し、資料の提出を求め、又はその実施状況について報告を求めることができる。

（勧告）

第 19 条　知事又は所在市町村長は、開発事業の実施に当たって第 8 条第 3 項若しくは第 4 項(第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 11 条第 2 項(第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 16 条第 2 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)の通知に定める指導事項等が遵守されていない場合その他適正な開発事業の実施を確保するために必要と認める場合には、開発事業者に対し、当該指導事項等を遵守すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(要綱違反に対する措置)

第 20 条　知事は、前条の規定による勧告に従わないで開発事業を実施している開発事業者に対しては、県調整会議の議に付し、必要な措置を採ることができる。

第 6 章　雑則

(運用方針)

第 21 条　県及び市町村並びに開発事業者は、相互に協力して、この告示に基づく手続の円滑かつ迅速な進行に努めなければならない。

(書類の提出部数)

第 22 条　この告示の規定に基づいて開発事業者が知事に提出する書類の提出部数は、正副 2 部とする。

（雑則）

第 23 条　この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

Ⅱ　登録関係手続について

（1） 登　　録（第 3 条）

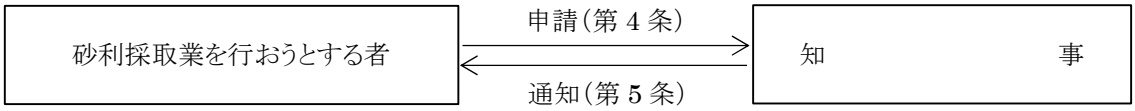

登 録 事 項

1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

2　事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名

3　法人にあってはその業務を行う役員の氏名

（2） 変 更 届（第 9 条）

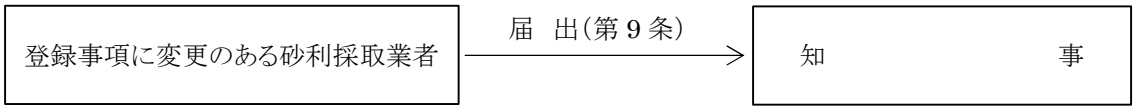

（3） 承 継 届（第 8 条）

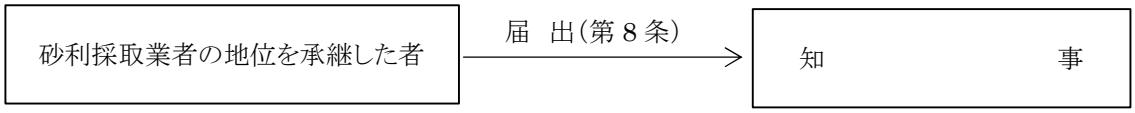

（4） 廃 止 届（第 10 条）

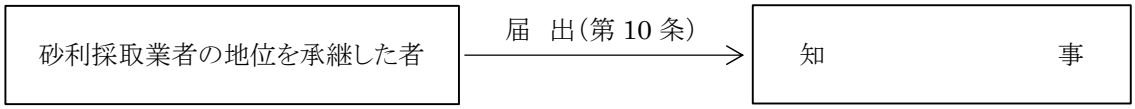

1　登録関係申請書･届出書等

申請書・届出書等は旧氏記載（「旧氏単記」または「戸籍氏と旧氏の併記」）が可能です。

（1）　砂利採取業者登録申請書（電子申請）※住民票は郵送

https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-touroku

ア　申 請 書　　様式第1

手数料条例に定める金額の手数料を申請時に納付すること

イ　添付書類

1	申請者の誓約書	○	電子	様式第1－1	
2	業務主任者試験合格証の写し	○	電子		
3	業務主任者の誓約書	○	電子	様式第1－2	
4	業務主任者雇用証明書	○	電子	様式第1－3	
5	業務主任者の住民票	△	郵送		県内在住者は省略可
6	役員及び業務主任者等名簿	○	電子	様式第 15	

（注）○印は必ず貼付し、△印は必要に応じて貼付すること。

（2）　砂利採取業承継届書（電子申請／郵送）

https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-syokei

ア 届　　書　　様式第3

イ 添付書類

1	事業譲渡証明書	△	電子/郵送	様式第4の2	事業譲渡の場合
2	相続同意証明書	△	電子/郵送	様式第5	相続の場合（2以上の相続人全員の同意により選定された場合）
3	相続証明書	△	電子/郵送	様式第6	相続の場合（上記以外の場合）
4	戸籍謄本	△	郵送		相続の場合
5	承継人の誓約書	○	電子/郵送	様式第3－1	
6	役員及び業務主任者等名簿	○	電子/郵送	様式第 15	

（注）○印は必ず貼付し、△印は必要に応じて貼付すること。

（3） 登録事項変更届書（電子申請／郵送）

https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-tohenko

ア 届　　書　　様式第7

イ 添付書類

1	申請者の誓約書	△	電子/郵送	様式第1－1	代表者、役員の変更
2	業務主任者試験合格証の写し	△	電子/郵送		業務主任者の変更又は事務所の新設
3	業務主任者の誓約書	△	電子/郵送	様式第1－2	
4	業務主任者雇用証明書	△	電子/郵送	様式第1－3	
5	業務主任者の住民票	△	郵送		県内在住者は省略可
6	役員及び業務主任者等名簿	○	電子/郵送	様式第 15	

（注）○印は必ず貼付し、△印は必要に応じて貼付すること。

（4） 砂利採取業廃止届書（電子申請／郵送）

https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-gyohaishi

ア 届　　書　　様式第 8

イ 添付書類　　登 録 証（郵送）

（5） 業務主任者試験合格証再交付申請書（電子申請／郵送）

https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-goukakusai

ア 申 請 書　　様式第 14

イ 添付書類　　写真 1 枚

（6） 砂利採取業者登録証再交付申請書（電子申請／郵送）

https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-tourokusai

ア 申 請 書　　様式第 1－5

2 登録関係様式

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別紙様式第 1 から第 15 のとおりとする。

（登録関係）

様式第１

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受理年月日	年　　月　　日
×登 録 番 号	

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業者登録申請書

島根県知事　　様

年　　月　　日

（〒　　－　　）
住　所
氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名
電話番号（　　－　　－　　）

砂利採取法第３条の登録を受けたいので、同法第４条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　事務所の名称及びその所在地

名　称

所在地

２　その事務所に置く業務主任者の氏名

３　法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

（備　考）１　本県以外で業者登録を行っている場合は、「事務所の名称及びその所在地」欄には本申請の事務所だけでなく、現在登録されている他県の事務所についても全て記載すること。
２　上記の事務所が多数にわたり記載できない場合は、別葉に記載し本申請書に添付すること。
３　業務を行う役員の氏名は、法人の登記簿に記載されている役員をすべて記入すること。ただし、監査役は除く。）

（登録関係）

様式第１－１

誓　　約　　書

年　月　日

島根県知事　　様

（〒　　－　　）

住所

登録申請者名

砂利採取法第６条第１項第１号から第５号まで及び第７号に規定されている下記欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、事実と相違していた場合は登録を取り消されても異議を申しません。

記

1　砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者（第１号）

2　第 12 条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者（第２号）

3　第３条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが第１２条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの（第３号）

4　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（第７号において「暴力団員等」という。）（第４号）

5　法人であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（第５号）

6　暴力団員等がその事業活動を支配する者（第７号）

（登録関係）

様式第１－２

誓　　約　　書

年　月　日

島根県知事　　様

（〒　　－　　）

住所

業務主任者名

私は、砂利採取法第６条第１項第１号から第４号までに規定されている下記欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

記

1　砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第1号）

2　第 12 条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（第2号）

3　第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが第 12 条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの（第3号）

4　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第 2 条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第4号）

（登録関係）

様式第１－３

業 務 主 任 者 雇 用 証 明 書

下記の者は登録申請者の従業員であることに相違ありません。

なお、事実と相違していた場合は登録を取り消されても異議を申しません。

年　　月　　日

住　所

登録申請者名

島根県知事　　様

記

業務主任者名	旧氏	従事する事務所名	生年月日	合格証又は認定証の番号	区分	
			年　月　日	合格・認定 第　　号	本人	
					役員	
					使用人	
			年　月　日	合格・認定 第　　号	本人	
					役員	
					使用人	
			年　月　日	合格・認定 第　　号	本人	
					役員	
					使用人	

（備　　考）　１　旧氏の場合は、旧氏欄に○を記載すること。　２　合格・認定のいずれかを○で囲むこと。
　　３　区分欄は○印で区分すること。

（添付書類）　１　業務主任者の住民票（県内在住者は省略可）
　　２　業務主任者の業務主任者試験合格証又は認定証の写し

（登録関係）

様式第３

しまね電子申請サービス
QR コード

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業承継届書

年　月　日

島根県知事　様

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

砂利採取法第８条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称	
	法人にあっては、その代表者の氏名	
	住所	
	法第３条の登録を受けた年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務主任者の氏名	
承継者に関する事項	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務主任者の氏名	

（登録関係）

様式第3－1

誓　　約　　書

年　月　日

島根県知事　　様

（〒　　－　　）

住 所

承継者名

砂利採取法第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている下記欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、事実と相違していた場合は登録を取り消されても異議を申しません。

記

1　砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第1号）

2　第 12 条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（第2号）

3　第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが第 12 条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であって者でその処分のあった日から2年を経過しないもの（第3号）

4　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」という。）（第4号）

5　法人であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（第5号）

6　暴力団員等がその事業活動を支配する者（第7号）

（登録関係）

様式第４の２

× 整 理 番 号	
×受理年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業者事業譲渡証明書

年　　月　　日

島根県知事　　様

譲り渡した者　　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名、住所

譲り受けた者　　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名、住所

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

１　譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

２　譲渡しの年月日

（登録関係）

様式第５

×整理番号	
×受理年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業者相続同意証明書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住　　所

証明者氏名（ふりがな）

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

１　被相続人の氏名及び住所

住所

氏名（ふりがな）

２　登録の年月日

年　　月　　日

３　登録番号

第　　号

４　砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所

住所

氏名（ふりがな）

５　相続開始の年月日

年　　月　　日

（備考）証明者氏名の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名すること。

（登録関係）

様式第６

×整理番号	
×受理年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業者相続証明書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住所

証明者氏名（ふりがな）

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

１　被相続人の氏名及び住所

住所

氏名（ふりがな）

２　登録年月日

年　　月　　日

３　登録番号

第　　号

４　砂利採取業者の地位を承継した者の氏名及び住所

住所

氏名（ふりがな）

５　相続開始の年月日

年　　月　　日

（備考）証明者は、２人以上とすること。

（登録関係）

様式第７

しまね電子申請サービス QRコード

×整理番号	
×受理年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

登録事項変更届書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

（電話番号　　－　　－　　）
登録番号　第　　号

砂利採取法第９条第１項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１　変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

２　変更の年月日　　年　　月　　日

３　変更の理由

（添付書類）

１　業務主任者の変更：役員及び業務主任者等名簿、誓約書、雇用証明書、住民票（県内在住者は省略可）及び業務主任者試験合格証の写

２　法人の場合：役員の変更にあっては役員及び業務主任者等名簿、誓約書

３　法人の業務を行う役員若しくは業務主任者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務主任者の氏名にふりがなを付すること。

（登録関係）

様式第８

しまね電子申請サービス
QRコード

×整理番号	
×受理年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業廃止届書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

（電話番号　　－　　－　　）

砂利採取法第10条の８の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１　登録の年月日及び登録番号

年　　月　　日　　第　　号

２　事業を廃止した年月日

年　　月　　日

３　事業を廃止した理由

（登録関係）

様式第１－５

しまね電子申請サービス
QRコード

× 整理番号	
× 受理年月日	年　　月　　日
× 再交付年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取業者登録証
再交付申請書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

（電話番号　　－　　－　　）

砂利採取業者登録証の再交付を受けたいので、申請します。

１　登録番号

第　　号

２　登録年月日

年　　月　　日

３　再交付の理由

（登録関係）

様式第 14

しまね電子申請サービス
QR コード

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	
×再交付年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

再 交 付 申 請 書

年　　月　　日

島根県知事　　様

住所

氏名（ふりがな）

砂利採取業務主任者試験合格証・認定証の再交付を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第 14 条の規定により、申請します。

生 年 月 日	
理　　由	

（備　考）１　「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。
２　この申請書のほかに、写真（縦６センチメートル、横４センチメートルのものであって、申請前６月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を１枚添付すること。
３　旧姓の併記を希望する場合は、氏名欄に旧姓を括弧書きで記載すること。

（登録関係）

様式第 15

年　　月　　日

島根県知事　　様

役員及び業務主任者等名簿

役員及び業務主任者等が暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であるか否かを確認するため、島根県警察本部に対して、この名簿による照会が行われることに同意します。また、本書記載の内容は事実と相違ありません。

住　　所	
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
電　話　番　号	

職名等	ふりがな 氏　　名	生年月日	性別
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女
		年　　月　　日	男・女

※記載にあたっての注意事項
1. 名簿記載対象者は、法人にあっては、常勤・非常勤にかかわらず、登記事項証明書のうち「役員に関する事項」欄に記載されているすべての者を記載すること(監査役含む)。
2. 業務主任者についてもすべての者を記載すること。旧姓を併記する場合は、括弧書きで記載すること。
3. 役員及び業務主任者等の変更にあっては、変更後の者について記載すること。
4. 砂利採取業の承継にあっては、承継者について記載すること。
5. 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が島根県警察へ提供又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている者全員の同意を取ること。
6. 日付は申請日(或いは届出日)を記入すること。

Ⅲ　認可関係手続について

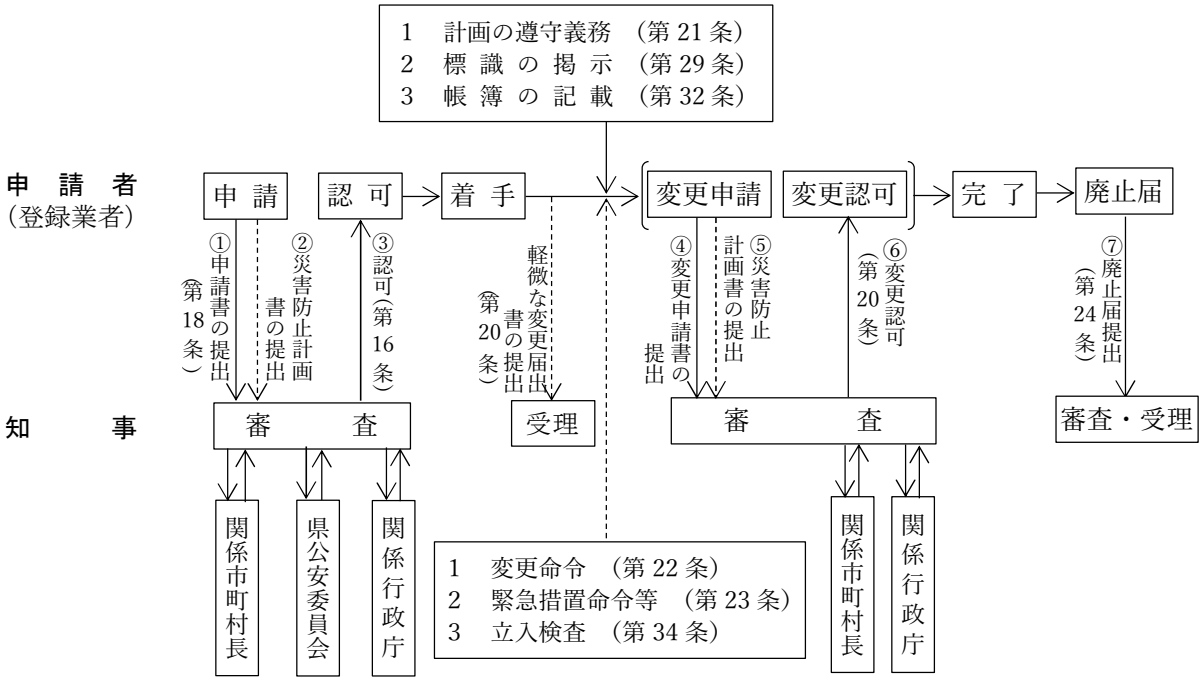

変更申請の主な要件　※採取期間の延長を伴う変更は新規認可（3 の場合を除く）

1　採取区域の変更
2　採取量の増加
3　採取期間の延長…自然災害の発生や需給状況の変動等やむを得ないものと合理的に認められる場合
　　（延長期間は当初申請期間が上限）
4　災害防止方法の変更
5　機械設備の変更

注意事項

1 災害防止等について問題があれば、災害防止計画書を提出する。（②、⑤）
2 認可採取計画の変更命令等を受けた場合には、変更申請をしなければならない。
3 申請書（変更を含む）は着手しようとする日の 60 日前に提出すること。

軽微な変更の要件

（河川砂利以外の場合）

採取計画の変更により、新たに災害が発生する恐れがないもの

（河川砂利の場合）

1　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
2　砂利採取場の面積の減少
3　採取をする砂利の種類又は種類ごとの数量の減少
4　採取の期間の短縮
5　採掘又は切土をする土地の面積又は深さの減少

以下の場合については、変更申請及び軽微な変更に該当しない。（申請・届出不要）

1　採取用機械を同じ型式の機械に置き換えること

2　採取期間の短縮又は採取量の変更を行うが、他の採取の方法、災害防止の方法等は全く変更しないとき

1　認可関係申請書・届出書等

申請書・届出書等は旧氏記載（「旧氏単記」または「戸籍氏と旧氏の併記」）が可能です。

(1)　採取計画の認可申請書

ア　申　請　書　　様式第１

イ　添 付 書 類

添付書類一覧及び添付書類作成要領により必要に応じて添付すること。　(2)　採取計画の変更認可申請書

ア　申　請　書　　様式第２

イ　添 付 書 類

認可申請書に準じて変更に係るものを適宜添付すること。　(3)　軽微な変更の届書

ア　届　　書　　様式第２の２

(4)　氏名等変更届書

ア　届　　書　　様式第３

(5)　砂利採取廃止届書

ア　届　　書　　様式第４

イ　添 付 書 類　　現況写真

(6)　砂利採取標識

ア　標　　識　　様式第５

2　認可関係様式

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙様式第１から第５のとおりとする。

（認可関係）

様式第１

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年　月　日
×認可番号	

（×印の項は、記載しないこと）

採取（洗浄）計画認可申請書

島根県知事　　様

年　月　日

申請書	登録番号	年　月　日第　号
	住所	（〒　－　）
	氏名又は名称・法人の代表者	
	電話番号	－　－
事務所	住所	
	名称	
	電話番号	－　－

砂利採取法第 16 条の規定により、次のとおり採取（洗浄）計画の認可を申請します。

1　砂利採取場の区域

（1）　採取場（洗浄場）の所在地

島根県　　市　郡　　町　村　　番地

（2）　採取場（洗浄場）の面積

採取場（洗浄場）	㎡	採取区域	㎡

（いずれも実測）

（3）　採取の場所　※　　山・陸・海・その他（　　）

※いずれかを○で囲む。その他の場合は（）内に記入のこと。この場合「山」とは山又は丘陵に賦存しているもの、「陸」とは平地に賦存しているもの、「海」とは海浜地及び海域に賦存しているものをいう。

（認可関係）

2　採取をする砂利の種類及び数量

採取（洗浄）総量	内　　訳			表土・その他
	砂	砂　利	玉　石	
m³（　　m³/月）	m³	m³	m³	m³

3　採取の期間

年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

（認可の日から　　年間）

（1）継　続　　（2）新　規　　（（1）、（2）いずれかを○で囲む）

4　砂利の採取方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

（1）　採取方法及び工程　　手　掘　　機械掘　　（該当するものを○で囲む）

区分	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
準備工												
切土・掘削工												
埋戻し・法面仕上工												

（2）　採取等に使用する機械

工程／区分	切土・掘削工程			場内運搬・積込工程		その他（　）（　）	
機械名							
能　　力							
台　　数							

（3）　破砕・選別・洗浄施設

機械名					
能　　力					
台　　数					

（認可関係）

5　砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

区分	A、切　土	B、掘　削	C、洗　浄
(1)採取中の災害防止方法	切土高　最高　m　平均　m ①　崩壊防止方法 保安距離　m 法面勾配　： ②　土砂・汚濁水流出防止方法 ③　飛砂防止方法 ④　その他	掘削深　最大　m　平均　m ①　崩壊防止方法 保安距離　m 法面勾配　： ②　土砂・汚濁水流出防止方法 ③　飛砂防止方法 ④　その他	使用水量　t/日 取水方法 ①　汚濁水の処理方法 ②　ヘドロの処理方法
(2)採取後の方法	①　法面の保護方法 法面勾配　： 法面保護工の種類	①　埋戻し 埋戻し土砂の数量 m^3 埋戻し土砂の確保先 ②　その他	

	A、表土を覆土に利用する場合	B、廃　土
(3)廃土石等の処理方法	場内一時堆積 （いずれかを○で囲みその他の場合は具体的に記入する） その他	（処分場を記入する）
(4)採取跡地の利用計画	（地番ごとに地図又は計画を記入する）	

（認可関係）

6　採取した砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

（1）水　切　り		
水切りの方法	水切り設備	廃水の処理方法
自然抜水 （堆積日数 日） 強制抜水	設備名	
	能　力	
	台　数	

（2）その他の施設	
利用目的	
施設名	
能　力	
台　数	

7　そ　の　他

（1）　採取の権原

①　土地の所有権（申請者所有の土地）　　面　積　　㎡

②　土地所有者との契約（　　有　・　無　　）　（いずれか○で囲む）

面　積　　㎡　　採砂料　　円／㎥

③　そ　の　他（　　）

面　積　　㎡　　採砂料　　円／㎥

（2）　従業員数

現場従業員（　　名）　事務員（　　名）　合計（　　名）

（3）　砂利の搬出の方法

①　砂利を搬出する主体

②　砂利運搬車の種類と台数　　t車　　台

③　砂利運搬車の1日当りの延台数　　t　　台／日

④　砂利の販売方法　　土場渡し　　持込み渡し　（いずれかを○で囲む）

（4）　採取（洗浄）した砂利の用途

区分	建設業者	生ｺﾝｸﾘｰﾄ業者	砂利販売業者	自家消費	その他（　　）	計
砂	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥
砂利	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥
玉石	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥
計	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥

（認可関係）

（5） 業務主任者

① 氏　　名	② 合 格 番 号	③ 採取上の監督時間
	合 格 認 定　　県第　　号	1日平均　　時間
	合 格 認 定　　県第　　号	1日平均　　時間

④ 業務主任者の監督計画

（認可関係）

様式第２

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
×受理年月日	年　　月　　日
× 認 可 番 号	

（×印の項は、記載しないこと）

採取計画の変更認可申請書

年　　月　　日

島根県知事　　様

（〒　　－　　）（電話番号　　－　　－　　）

住　所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

年　　月　　日　　第　　号

砂利採取法第 20 条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1　採取計画の変更の内容

（現在の認可番号　　年　　月　　日付け　第　　号の　　）

従前の採取計画の内容	変 更 の 内 容

2　変更の理由

（認可関係）

様式第２の２

×整理番号	
×受理年月日	年　　月　　日

（×印の項は、記載しないこと）

軽微な変更の届書

年　　月　　日

島根県知事　　様

（〒　　－　　）（電話番号　　－　　－　　）

住　所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

年　　月　　日　　第　　号

砂利採取法第 20 条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　変更の内容

（現在の認可番号　　年　　月　　日付け　第　　号の　　）

従前の内容	変更の内容

2　変更の理由

（認可関係）

様式第３

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

（×印の項は、記載しないこと）

氏名等変更届書

年　月　日

島根県知事　　様

住所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号
年　月　日　第　　号

砂利採取法第 20 条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　変更の内容

従前の内容	変更の内容

2　変更の理由

（認可関係）

様式第４

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

（×印の項は、記載しないこと）

砂利採取廃止届書

年　月　日

島根県知事　　様

住所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

電話番号（　　－　　－　　）

登録年月日及び登録番号
年　月　日　第　　号

砂利採取法第 24 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日

年　月　日　指令　第　　号

2　当該砂利採取場における砂利の採取を廃止した年月日

年　月　日

3　当該砂利採取場の状況

（備　考）１　カラー写真を添付すること。（ポラロイドは不可）
２「当該砂利採取場の状況」については、土地の掘削の跡地の埋戻しその他砂利の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。

（認可関係）

様式第５

100cm 以上

70cm 以上

砂　利　採　取　標　識		氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 住所
事務所の名称、所在地及び電話番号		砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
登録年月日及び登録番号		
採取計画の認可年月日及び認可番号		
採取をする砂利の種類及び数量		
採取の期間		
掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ		
砂利の採取のための機械の種類及び数		
業務主任者の氏名		

50cm
以上

（備考）「採取計画の認可年月日及び認可番号」の欄には、認可者が河川管理者である場合には、当該砂利採取場を監督する関係事務所を併記すること。

Ⅳ　採取計画作成上の留意事項

１　認可の区分

砂利採取計画の認可申請は、砂利採取場と洗浄施設に区分して行うこと。

２　全体計画

面積・数量が大きく１年で採取することができない場合は、年次ごとの全体計画を作成すること。

３　採取期間

（１）　申請する採取の期間は、原則として２年以内とする。ただし、採取場の面積が１ヘクタールを超える場合は３年以内とする。この期間は、埋戻し・整地等採取跡地の修復に要する期間を含む。

（２）　陸砂利及び山砂利については、島根県砂利協会の跡地整備に関する「保証書」が認可申請に添付されていない場合は、１年以内とする。

（３）　採取期間延長の変更申請は、自然災害の発生や需給状況の変動等やむを得ないものと合理的に認められる場合に限り、延長の期間は当初の認可期間を上限とする。これ以外の場合は、継続申請とする。

（４）　洗浄施設の申請の期間は３年以内とする。

４　採取の場所

（１）　地すべり、山崩れ及び土石流出の危険がある地帯は、原則として避けること。

　但し、十分な調査に基づき、地すべり等に対する防災措置が確保されているものについてはこの限りではない。

（２）　採取場の周辺 50mの範囲内に人家、学校、医療施設等が存在する場合は、同意を得ることが望ましい。

５　採取の方法・採取跡地の修復・その他

（１）　周辺の生活環境が著しく損なわれないよう十分な措置を講ずること。

（２）　農地は、原則として掘削深を 10m以内とすること。

（３）　５m以上の切取り及び掘削は、高さ５mごとに小段を設けること。

（４）　採取場の境界は杭・柵等で明示し、かつ危険表示をし、採取区域は丁張を設置すること。

（５）　保安距離

①　採取場に隣接して建物・道路等の工作物がある場合は、保安距離を十分とること。

②　保安距離は樹木の伐採以外は手を加えない区域とする。（表土等を堆積してはならない。）

（６）　採取場の隣接地の所有者（又は使用者）の同意を要する。

（７）　地下水の処理

①　採取場内に湧出水がある場合は、汚濁及び土砂の崩落・流出がないよう適切な処置を講ずるこ

と。

② 採取場の付近に井戸等の水源がある場合は、原則として水源に影響を与えない旨の証明（権威のある機関によるもの）、又は関係者の同意を要する。

（８） 降雨による汚濁水流出及び法面崩壊等を防止するため、集水面積に応じた導水路・沈砂池等適切な施設を設置すること。

（９） 採取跡地の修復（埋戻し・植栽等）は、認可採取期間内に速やかに行うこと。ただし、全体計画に基づいて継続採取する場合は、一部の修復を次回の採取期間に含めることができる。

(10) 埋戻し用土砂は、農地・地下水等に悪影響を及ぼさないものであること。

(11) 掘削地は原則として埋戻しを要するが、跡地利用の特殊性から埋戻しを行わない計画（正当な理由があるものに限る。）の場合は、十分な災害防止施設を設置すること。

(12) 稼働時間は、社会通念上許容の範囲内であること。

(13) 運搬車両の道路通行は、道路の汚損防止及び交通安全に努めること。

６ 採取計画認可申請書の提出部数

申請書（変更を含む）の提出部数は、正本１通及び砂利採取場が所在する市町村の数に１を加えた数の副本とする。ただし、安来市、仁多郡、大田市、鹿足郡、西ノ島町、海士町、知夫村において採取する場合には、さらにもう１通の副本を添付すること。なお、副本のうち１通の添付書類は、位置図、周辺状況図、搬出経路図及び埋戻し土砂等の搬入経路図を添付するだけでよい。

※申請者において控用として別に１通を作成しておくこと。

７ 採取計画認可申請書の提出期日

申請書（変更を含む）は、原則として事業着手予定日の２月前までに提出すること。

８ 砂利採取廃止の届出

（１） 廃止届書は採取跡地修復後１月又は認可期限後１月、いずれか早い日までに提出すること。

（２） 廃止届書には、採取跡地の修復状況がわかるカラー写真（ポラロイドは不可）を添付すること。

Ⅴ　陸砂利採取認可申請書作成要領

１　申請書様式

（１）　採取計画認可申請書の様式は別紙のとおりとする。

（２）　島根県手数料条例に定める手数料（各県土整備事務所等で確認してください）をしまね電子申請サービスにより納付すること。

［しまね電子申請サービス］

手続き名：【支払専用】（砂利採取法）採取計画（変更）認可申請手数料納付

URL:https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-pay

２　編冊方法

（１）　採取計画認可申請書に添付書類を左綴じに編綴する。図面、表の類は袋（A4 判）に収納する。

（２）　袋の表には、内容物の説明表を貼付すること。

例

図面等説明表

番号	名称	縮尺	枚数
1	平面図	1／500	1
2	縦断面図	1／200	1
3	横断面図	1／200	5
4	構造図	1／50	1
5	全体計画平面図	1／500	1

３　申請書記載上の注意

事　　項	記　載　要　領
申　請　者	登録された住所、氏名（法人の場合は名称、代表者名）等を記入する。
事　務　所	申請の砂採取場を管理する登録された事務所を記入する。
１　砂利採取場の区域	
(1) 所　在　地	ア　砂利採取場の地番をすべて記入する。 イ　地番数が多くて記入できない場合は、「(代表地番) 外〇〇筆」と記入し、内訳別紙を添付する。
(2) 面　積	ア　採取区域の面積は実際に掘削をする面積を記入する。 イ　小数点以下は切り捨てる。
２　採取する砂利の種類及び数量	ア　各々の採取量の総量（内訳）が申請数量となる。 イ　洗浄のみの場合も記入する。 ウ　栗石は、玉石に含めて計上する。 エ　小数点以下は切り捨てる。
３　採取の期間	ア　採取は２年以内、洗浄は３年以内とする。 イ　賃貸借等の場合でその終期が１年以内の場合はその期間とする。
４　砂利の採取方法等	
(1) 採取の方法及び工程	ア　工程表は黒実線で記入する。 イ　準備工は外柵、標識、丁張の設置、表土はぎ等である。
(2) 採取等に使用する機械	同一機械を２つ以上の工程で使用する場合は、主として使用する工程表に記入する。重複記入をしないこと。
(3) 粉砕・選別・洗浄施設	破砕・選別・洗浄の機械を記入する。
５　災害防止方法等	
(1) 掘削中の災害防止方法	ア　切土、掘削、洗浄の区分ごとに記入する。 イ　簡単明瞭に記入する。 ウ　「汚濁水処理方法」は薬剤処理についても記入する。 エ　「へどろの処理方法」は除去回数、廃棄場所についても記入する。
(2) 採取後の修復方法	ア　簡単明瞭に記入する。 イ　「埋戻し土砂の確保先」は場所及び所有者を記入する。
(3) 廃土石等の処理方法	農地等で表土を覆土に再使用する場合はA欄に、廃土を廃棄する場合はB欄に記入する。
(4) 採取跡地の利用計画	地番ごとに採取後の利用計画を記入する。

事　　項	記　載　要　領
6　水切りの方法等	
(1) 水　　切　　り	ア　「水切りの方法」は該当するものを○で囲み自然抜水の場合は堆積時間も記入する。 イ　「水切り設備」を有している場合はその設備について記入する。 ウ　「廃水の処理方法」は流末等について記入する。
(2) そ の 他 の 施 設	採取（洗浄）設備、災害防止施設、水切り施設以外に施設があれば記入する。
7　そ　の　他	
(1) 採 取 の 権 原	「その他」の欄には採石権を設定している場合、官地の場合等に記入する。
(2) 従　業　員　数	業務主任者は現場従業員数に含めて記入する。
(3) 砂利の搬出の方法	ア　「搬出する主体」は、自社、○○運送㈱等具体名を記入する。 イ　「１日当たりの延台数」は 10t 車５台／日のように記入する。
(4) 採取（洗浄）した砂利の用途	ア　出荷先ごとに区分して記入する。 イ　栗石は玉石に含めて記入する。 ウ　採取した砂利を洗浄場に持込む場合はその他に記入する。
(5) 業 務 主 任 者	ア　登録された業務主任者であること。 イ　「業務主任者の監督計画」は具体的に箇条書きする。

4　申請書記入例

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
×受理年月日	年　月　日
× 認 可 番 号	

（×印の項は、記載しないこと）

採取~~(洗浄)~~計画認可申請書

島根県知事　　〇〇　〇〇　様

令和　〇　年　〇　月　〇　日

申請書	登　録　番　号	*平成〇年〇月〇日　第 1111 号*
	住　　所	*（〒690-8501）* *松江市殿町8番地*
	氏名又は名称 ・法人の代表者	*〇〇〇〇株式会社* *代表取締役　△△　△△*
	電　話　番　号	*0852－22－6783*
事務所	住　　所	
	名　　称	*同　上*
	電　話　番　号	－　　－

砂利採取法第 16 条の規定により、次のとおり採取（洗浄）計画の認可を申請します。

1　砂利採取場の区域

（1）採取場~~(洗浄場)~~の所在地

島根県　*松江*　市・郡　殿　町・村　*1　番地　外10筆(内訳別紙)*

（2）採取場~~(洗浄場)~~の面積

採取場~~(洗浄場)~~	*15,738* ㎡	採取区域	*12,525* ㎡

（いずれも実測）

（3）採取の場所 ※　山・陸・海・その他（　　）

※いずれかを〇で囲む。その他の場合は()内に記入のこと。この場合「山」とは山又は丘陵に賦存しているもの、「陸」とは平地に賦存しているもの、「海」とは海浜地及び海域に賦存しているものをいう。

2 採取をする砂利の種類及び数量

採取(洗浄)総量	内訳			表土・その他
	砂	砂 利	玉 石	
36,000 ㎥(3,600 ㎥/月)	36,000 ㎥	㎥	㎥	4,000 ㎥

3 採取の期間

~~年 月 日から 年 月 日まで~~

(認可の日から 1 年間)

(1)継 続 (2)新 規 ((1)、(2)いずれかを○で囲む)

4 砂利の採取方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取方法及び工程 手 掘 機械掘 (該当するものを○で囲む)

区分	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
準備工	━━											
切土・掘削工		━━	━━	━━	━━	━━	━━	━━	━━	━━	━━	
埋戻し・法面仕上工											━━	━━

(2) 採取等に使用する機械

工程 / 区分	切土・掘削工程			場内運搬・積込工程		その他(埋戻し)	その他(水切仮置)
機械名	バックホウ	タイヤショベル	クラムシェル			ブルドーザー	タイヤショベル
能力	0.8 m3	3.0 m3	0.8 m3			264kW	1.8 m3
台数	1台	1台	1台			1台	1台

(3) 破砕・選別・洗浄施設

機械名	トロンメル	スパイラル分級機	ロッドミル	フィルタープレス	
能力	40 m3/日	15 t/h	5 m3/h	800 l/h	
台数	1台	1台	1台	1台	

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

区分	A、切　土	B、掘　削	C、洗　浄
(1)採取中の災害防止方法	切土高 最高 15m 平均 10m ① 崩壊防止方法 保安距離 5m 法面勾配 1 : 2 しがらみ・小段の設置 丁張施工 ② 土砂・汚濁水流出防止方法 沈殿池(10×10×1.5m) 1基設置 ③ 飛砂防止方法 適宜散水 ④ その他 柵、門設置	掘削深 最大 5m 平均 5m ① 崩壊防止方法 保安距離 2～5m 法面勾配 1 : 1.5 ② 土砂・汚濁水流出防止方法 取付道路舗装 L=10m W=5m ③ 飛砂防止方法 東側飛砂防護網 H=3m L=20m ④ その他 柵(鉄条網)設置	使用水量 10 t/日 取水方法 地下水吸上 ① 汚濁水の処理方法 1.シックナーにて薬剤沈降 2.フィルタープレスにて脱水 ② ヘドロの処理方法 1.毎週1回沈殿池のヘドロ除去し、処分場に処分 2.ケーキは建材業者等に売却
(2)採取後の方法	① 法面の保護方法 法面勾配 1 : 2 法面保護工の種類 種子吹付 小段(W=2m)にはU型水路(L=50m)を施工	① 埋戻し 埋戻し土砂の数量 10,000 ㎥ 埋戻し土砂の確保先 ○○○(株)から購入 ② その他	

	A、表土を覆土に利用する場合	B、廃　土
(3)廃土石等の処理方法	(場内一時堆積) (いずれかを○で囲みその他の場合は具体的に記入する) その他	(処分場を記入する)

(4)採取跡地の利用計画	(地番ごとに地図又は計画を記入する) 松江市殿町 1 2 3 4 5 6 畑

6 採取した砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

(1) 水 切 り		
水切りの方法	水切り設備	廃水の処理方法
自然抜水	設備名	*地下浸透*
(堆積日数 *3* 日)	能 力	
強制抜水	台 数	

(2)その他の施設	
利用目的	
施設名	
能 力	
台 数	

7 そ の 他

(1) 採取の権原

① 土地の所有権(申請者所有の土地) 面 積 *5,732* ㎡

② 土地所有者との契約 (有 ・ 無) (いずれか○で囲む)

面 積 *8,006* ㎡ 採砂料 *300* 円/㎥

③ そ の 他(*採石権*)

面 積 *2,000* ㎡ 採砂料 *200* 円/㎥

(2) 従業員数

現場従業員(*4* 名) 事務員(*1* 名) 合計(*5* 名)

(3) 砂利の搬出の方法

① 砂利を搬出する主体 *自社、○○運送(株)*

② 砂利運搬車の種類と台数 *10* t車 *5* 台

③ 砂利運搬車の1日当りの延台数 *10* t *20* 台/日

④ 砂利の販売方法 土場渡し 持込み渡し (いずれかを○で囲む)

(4) 採取~~(洗浄)~~した砂利の用途

区分	建設業者	生ｺﾝｸﾘｰﾄ業者	砂利販売業者	自家消費	その他 ( )	計
砂	*10,000* ㎥	*26,000* ㎥	㎥	㎥	㎥	*36,000* ㎥
砂利	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥
玉石	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥
計	*10,000* ㎥	*26,000* ㎥	㎥	㎥	㎥	*36,000* ㎥

(5) 業務主任者

① 氏　　名	② 合 格 番 号	③ 採取上の監督時間
島根 太郎	合 格 認 定 *島根*県第 *○○*号	1日平均　*4*　時間
島根 花子	合 格 認 定 *島根*県第 *△△*号	1日平均　*4*　時間

④ 業務主任者の監督計画

1 毎日紙業前に作業員に当日の作業計画及び作業における災害防止法を説明し、周知徹底する。

2 毎日、場内を巡回し、次の事項について監督及び指示を行う。

ア　保安距離が保たれているか、勾配・深さは適正か。

イ　機械等が壊れていないか。

ウ　沈殿池が機能しているか。

エ　廃土(表土)の堆積は適正か。

オ　運搬車が過積載をしていないか。シートカバーをかけているか。

カ　道路に土砂がでていないか。道路汚損をしていないか。

3 災害の防止には常に注意を払うとともに、万一災害が発生した場合は、応急措置をした後、直ちに関係当局に届出・指示を受け、その回復に努める。さらにその原因を調査し対策を講ずる。

4 その日の要件を業務日誌に記録し、保存する。

５　添付書類一覧

番号	書類・図面名	認可規則 第３条	正本	副１	副２
1	砂利採取業者登録証（写し）	５号	○	○	
2	位置図（1／50,000）	１号	○	○	○
3	周辺状況図（1／2,500～1／5,000）	２号	○	○	○
4	搬出経路図	10 号	○	○	○
5	埋戻土砂搬入経路図	９号	○	○	○
6	公図（写し）	11 号	○	○	
7	採取場土地調書	11 号	○	○	
8	土地登記事項証明書	11 号	○	○	
9	採取契約書（写し）	７号	○	○	
10	抵当権者の同意書（写し）	11 号	○	○	
11	私道（進入路）通行同意書（写し）	11 号	○	○	
12	隣接土地所有者調書	11 号	○	○	
13	隣接土地所有者の同意書（写し）	11 号	○	○	
14	地元協定書等（写し）	11 号	○	○	
15	鉱業権者との協議書（写し）	11 号	○	○	
16	埋戻用土砂確保書面（写し）	９号	○	○	
17	平面図（1／500～1／100）	３号	○	○	
18	縦断面図	４号	○	○	
19	横断面図	４号	○	○	
20	災害防止施設詳細書	11 号	○	○	
21	採取場面積計算書（図）	11 号	○	○	
22	採取区域面積計算書（図）	11 号	○	○	
23	採取量計算書	11 号	○	○	
24	埋戻土量計算書	11 号	○	○	
25	水洗・破砕・選別系統図	11 号	○	○	
26	取水施設関係書面	11 号	○	○	
27	汚濁水処理施設図面	11 号	○	○	
28	廃土堆積場設計図面	11 号	○	○	
29	採取終了措置計画図	11 号	○	○	
30	全体計画図	11 号	○	○	
31	現況写真	11 号	○	○	
32	他の行政庁の許認可関係書面（写し）	８号	○	○	

６　添付書類作成上の注意事項（注：番号は「添付書類一覧」の番号を示す。）

２　位置図

縮尺１／50,000 の地図に砂利採取場（洗浄場）の位置を朱書きで表示する。

３　周辺状況図

（１）　縮尺は１／2,500～１／5,000 程度とする。縮尺、方位を記入する。

（２）　砂利採取場の境界線を表示する。（黄緑色）

（３）　申請期間内の採取区域（赤色）、表土又は廃土の堆積場（茶色）を表示する。

（４）　採取場の周辺 300m（採取場の外縁から）の範囲内に存在する河川、道路、その他公共用施設（鉄道、公園、学校、病院等）、人家、農業用施設等を記載し、その名称を記入する。

（５）　採取場の中心から 100m、200m、300m の同心円を記入する。

（６）　凡例をつける。

４　搬出経路図

（１）　砂利採取場からの砂利搬出経路を国道又は県道まで記入する。（茶色）

（２）　国道、県道、市町村道等の路線名を記入する。

（３）　原則として「３周辺状況図」と兼ねること。

（４）　国道又は県道までの距離が長くて「３周辺状況図」に書けない場合は「２位置図」に記入すること。

５　埋戻土砂搬入経路図

（１）　埋戻要土砂の所在地から採取場に至るまでの経路を記入する。（茶色）

（２）　道路の路線名を記入する。

（３）　原則として「３周辺状況図」と兼ねること。「３周辺状況図」に収まりきらない場合は「２位置図」に記入すること。

６　公図（写し）

（１）　採取場、隣接地、進入路（私道）の土地の公図の写し。

（２）　採取場及び境界線を表示する。（黄緑）

（３）　地番ごとに地目を記入する。

（４）　法定外公共物を表示する。（里道＝赤、水路＝青）

７　採取場土地調書

砂利採取場について、次の様式による調書を作成する。

地　番	地　目	面　積	土　地　所　有　者		備　　考 （抵当権者・使用者等）
			住　　所	氏　名	

８　土地登記事項証明書

（１）　砂利採取場全体の地番の登記事項証明書を添付する。

（２）　申請書正本には本書、申請書副本にはコピーを添付する。

９　砂利採取契約書（写し）

（１）　他人の土地で採取を行う場合に砂利採取契約書の写しを添付する。

（２）　契約書には、土地の表示、契約書、契約期間、契約日を記載する。

（３）　共有地の場合は共有者全員との契約（委任状等）であること。

（４）　契約者が土地登記簿の所有者と違う場合は、契約者が正当な権利者であることを示す書面を添付する。

10　抵当権者等の同意書（写し）

申請地に抵当権等（地上権等の物権又は物権化した債権）が設定してある場合は、抵当権者等の同意書の写しを添付する。

11　私道（進入路）通行同意書（写し）

公道から採取場まで私道を通行する場合は、通行契約書又は通行同意書の写しを添付する。

12　隣接土地所有者調書

砂利採取場に隣接する土地の所有権者又は使用者について、次の様式による調書を作成する。

隣　接　土　地　所　有　者　調　書				
隣　接　地　番	地　　目	土地所有者又は使用者		備　考
		住　　所	氏　　名	

（注）隣接地に家屋、井戸等工作物があれば備考欄に記入すること。

13　隣接土地所有者の同意書（写し）

砂利採取場に隣接する土地の所有権者及び使用者（家屋の場合は居住者）について、砂利採取に係る同意書の写しを添付する。

14　地元協定書等（写し）

採取、運搬等について、地元自治会、漁業権者等と協定、覚書を締結している場合はその写しを添付する。

15　鉱業権者との協議書（写し）

採取場が鉱業法に定める鉱区と重複する場合、その鉱業権者との協議書等の写しを添付する。

16　埋戻用土砂確保書面

（１）　自己の土地で確保している時は、所有権を証する書面、及び採取可能土量を記載した書面を添付する。

なお、この場合、採石法の適用を受けることがあるので注意すること。

（２）　他から購入する場合は、購入契約書又は同意書の写しを添付する。数量を必ず記入すること。

（３）　その他の場合、確保の方法を具体的に記載すること。

17　平面図

（1）　縮尺は１／100～１／500 とする。

（2）　縮尺、方法、凡例を記載する。

（3）　平面の範囲は採取場周辺 30m 以上とし、現況地盤を正確に記入する。
　　等高線（１m～２m 間隔）、地盤高、家屋（所有者の名前まで）、地目の記号等を記入する。

（4）　採取場及び隣接地の地番を区分し、地番を記入する。

（5）　採取場の境界線（黄緑）、採取区域の境界線（赤）を記入する。

（6）　計画は、掘削法面、切取法面、運搬道、表土・廃土堆積場、法定認可標識、周囲外柵、出入口、沈殿池、その他災害防止施設を記入する。

（7）　測点を記入する。

（8）　境界杭の位置及び番号を記入する。

（9）　変更申請は変更前を青、変更後を赤で表示する。

18　縦断面図

（1）　縮尺を記入する。

（2）　レベル（海抜）、現況地盤図、計画地盤線、境界、保安区域等を記入する。

（3）　採取部分を赤色で着色する。

（4）　埋戻線はその旨表示する。（「29 採取終了措置計画図」を兼ねた場合）

（5）　変更申請は変更前を青、変更後を赤で表示する。

19　横断面図

「18 縦断面図」に同じ。

20　災害防止施設詳細図

沈殿池等を１／50～１／100 の詳細図で表す。

21　採取場面積計算書（図）

原則として座標法及び三斜法による。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

22　採取区域面積計算書（図）

実際に掘削をする区域の面積。原則として座標法及び三斜法による。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

23　採取量計算書

申請期間内の砂利採取量の計算書を添付する。

24　埋戻土量計算書

埋戻必要土量の計算書を添付する。

25　破砕・選別・洗浄系統図

破砕、選別、洗浄の系統を図示したものを添付する。

26　取水施設関係書面

（1）　取水が河川（水路を含む。）である場合は、当該河川の水利権者、漁業権者の同意書の写し

を添付する。

（２） 取水源に隣接若しくは近接して水利施設がある場合には、当該施設管理者の同意書の写しを添付する。

（３） 取水源及び取水施設並びに付近の状況がわかる図面を添付する。

27 汚濁水処理施設図面

（１） 汚濁水処理施設の規模・構造等について図示した図面であること。

（２） 処理済み汚濁水の放流口における計画水質（PH、SS 等）を記入する。

（３） 放流口付近の水利権者、漁業権者の同意書の写しを添付する。

28 廃土堆積場設計図面

（１） 廃土石の堆積場の設計書及び図面を作成すること。（一時堆積を含む。）

（２） 堆積場の容量計算及び土留施設の規模・構造について記入する。

29 採取終了措置計画図

（１） 採取終了後の措置計画図は、平面図、縦・横断面図及び災害防止施設等の詳細図を添付する。

（２） 図面が複雑にならない場合は採取図面と兼ねてもよい。

30 全体計画図

（１） 採取計画が1年を超える場合は、年次計画を作成し、計画地全体の平面図に年次計画を記入する。

（２） 継続申請をする場合は、採取済区域（黒色の枠）、採取後措置済区域（埋戻、法面仕上等）（緑色で着色）、今回申請区域（赤色の枠）、次回以降区域（黄色、その他の色）に分けて表示する。

31 現況写真

全景写真に採取区域を赤色で表示する。（ポラロイドは不可）

32 他の行政庁の許・認可関係書面（写し）

（１） 許・認可申請書の写し。

（２） 既に許・認可を受けている場合は許・認可証の写し。

7　図面等記載例

平面図記載例（掘削の場合）

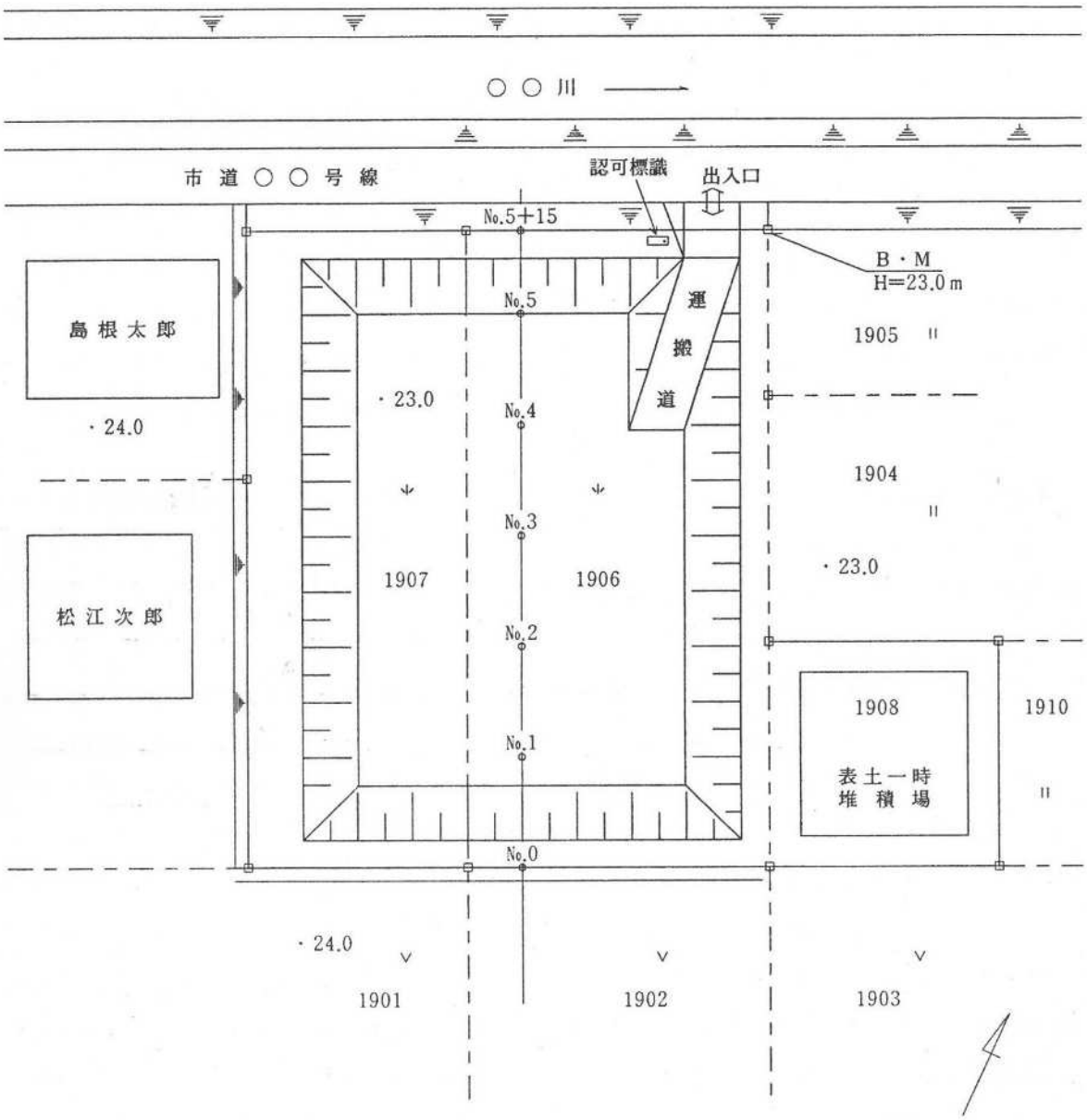

凡		例	
地　番　界	— — — — — — —		
採取場境界	▭ 黄緑		
採取区域境界	▭ 赤		
運　搬　道	▭ 茶		
表土一時堆積場	▭ 茶		

縦断面図記載例（掘削の場合）

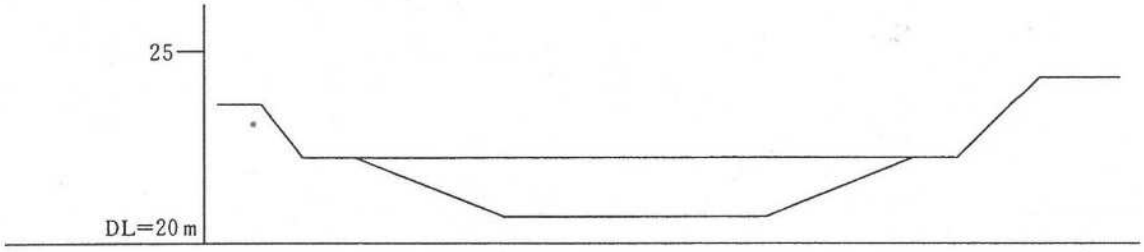

計画	勾　配	
	盛　土	
	切　土	0
	地盤高	23.00 23.00
地盤高		23.00 23.00
追加距離		0 2
単距離		0 2
測　点		No.0 No.0+2

横断面図記載例（掘削の場合）

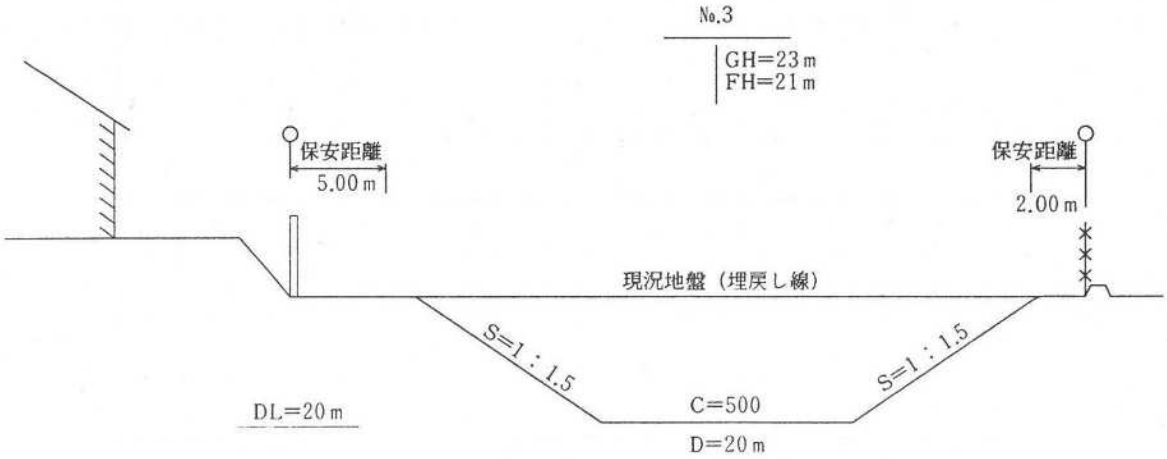

平面図記載例（切取の場合）

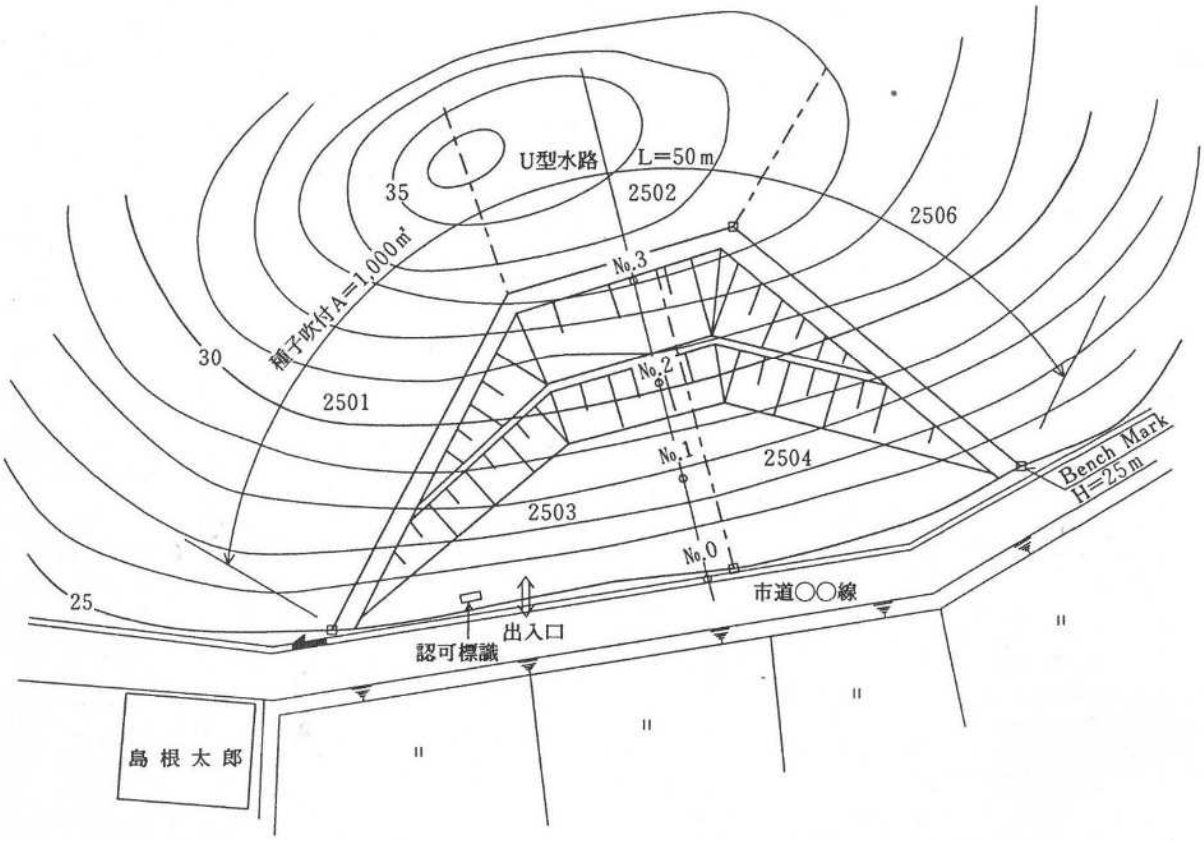

凡		例	
地　番　界	----------		
採取場境界	黄緑		
採取区域境界	赤		

縦断面図記載例（切取の場合）

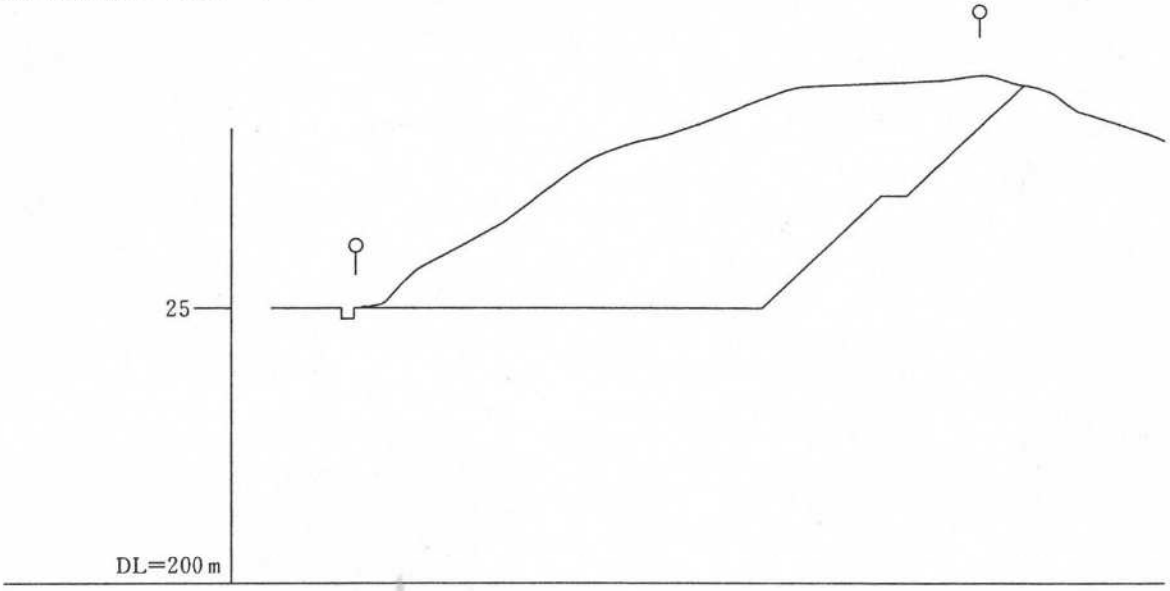

計画	勾　配	
	盛　土	
	切　土	
	地盤高	
地盤高		
追加距離		
単距離		
測　点		No.0

横断面図記載例（切取の場合）

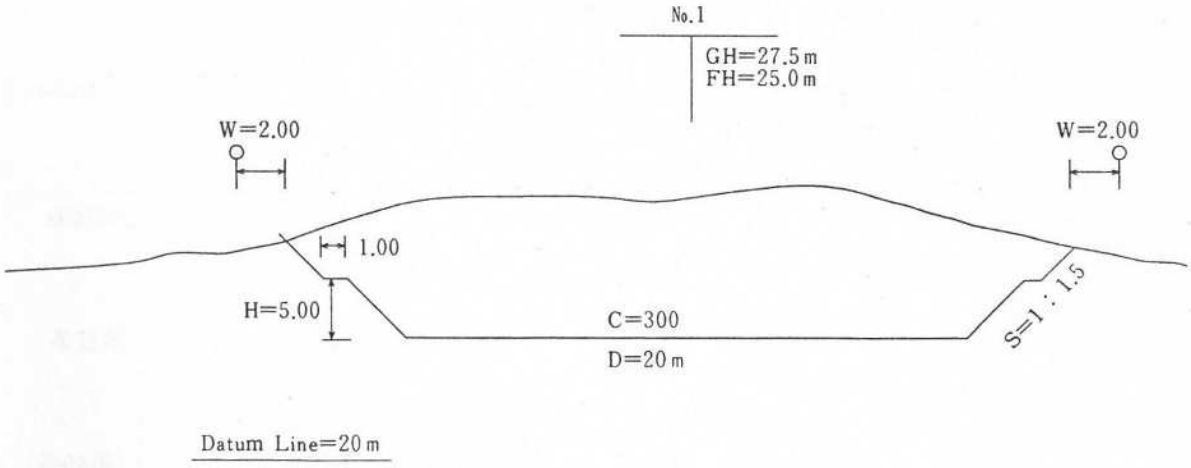

Ⅵ　業　務　日　誌

業務日誌（帳簿）の記入事項（法第 32 条関係）

1　砂利採取場ごとの１日当たりの砂利の採取実績

2　業務主任者が監督した日時及び内容

3　災害防止のために講じた措置

①　廃土の処理

②　採取跡の埋戻

③　汚濁水の処理

（薬品の種類・量、放流水の濁度、汚濁水処理施設の管理状況等）

④　その他

4　災害が発生した場合、その状況、原因、措置

業　務　日　誌

月　日	曜　日	採取数量	採取以外の作業（表土はぎ、埋戻等）	作業時間
月　１日				
２				
３				
４				
５				
６				
７				
８				
９				
１０				
１１				
１２				
１３				
１４				
１５				
１６				
１７				
１８				
１９				
２０				
２１				
２２				
２３				
２４				
２５				
２６				
２７				
２８				
２９				
３０				
３１				
計				

（その１）

業　務　主　任　者　監　督　事　項	業務主任者監督時間	印

砂利採取場業務日誌

（その２）

<table>
<tr><td>年度</td><td colspan="4">採取場名　　年　月　日
指令　第　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">月　日</td><td rowspan="2">曜日</td><td>天　候</td><td colspan="2">業務主任者監督時間</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>業務主任者</td><td colspan="4">㊞</td></tr>
<tr><td>作業時間</td><td colspan="4">始業　時　分、終業　時　分</td></tr>
<tr><td>監督・指導</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>災害状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">採取量</td><td>砂</td><td>砂利</td><td>玉石</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>廃土の処理</td><td colspan="4">廃土　　m²</td></tr>
<tr><td>埋戻
法面仕上</td><td colspan="4">埋戻　　m²
法面仕上　　m²</td></tr>
<tr><td rowspan="2">汚濁水の処理</td><td>薬品</td><td>濁度</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>品名
量</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>